

---

平成19年第1回(3月)南丹市議定例会会議録(第3日)

平成19年3月8日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

平成19年3月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	助 役	仲 村 脩
助 役	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝

水道事業所長	井上修男	教育次長	東野裕和
総務財政課長	伊藤泰行	企画情報課長	小寺貞明
監理課長	井上秀雄	税務課長	橋本早百合
合併調整室長	大野光博	市民課長	吉田進
健康課長	大内早苗	土木建築課長	川勝芳憲
都市計画課長	西岡克己	農林商工課長	神田衛
上水道課長	寺尾吾朗	下水道課長	栃下孝夫
教育総務課長	榎本泰文	学校教育課長	勝山美恵子
社会教育課長	波部敏和	出納課長	寺尾眞知子
農業委員会事務局長	川辺清史	園部支所長職務代理者	山内明
		園部支所地域総務課長	

---

### 午前10時00分開議

**○議長（高橋 芳治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

永口福祉事務所長から、本日欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

**○議長（高橋 芳治君）** 日程第1「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

2番、大面一三議員の発言を許します。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議長のお許しを得ましたので、私に与えられました質問時間は約20分間でございます。3項目にわたりますので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

一つ目につきましては、環境・ごみ行政でございます。

昨年、12月末にカンポリサイクルプラザにおきまして、その焼却炉で規制基準濃度以上のダイオキシン類が検出されました。建設当初から危惧されていたことが発生した。住民の皆さんの困惑、そして不安は大きいものがございます。原因究明と、二度とこのようなことを起こさない改善計画が求められているのではないかと思います。そこで質

問をするわけでございます。専門家会議で出されました資料によりますと、ダイオキシン濃度が法定基準を超過していた原因は、一つには二次空気ノズルがダストで詰まっていた状況であったこと。それから、もう一つは汚泥の割合が増加をし、廃プラスチックがその割合が減少をして発熱量が低下していた。この二つの状況が重なり適正な燃焼状況ではなくなって、ダイオキシン類の発生の抑制ができなかった。このように報告をされております。燃えにくい汚泥を毎月800tから1,000tも大量に燃やし続け、その結果、発熱量が足りないままの運転だったことによるとして、比較的儲けの大きいとされる汚泥の処理を優先的にした、そのことが原因だと読み取れます。儲け、そしてまた、営利重視で住民の環境がなおざりにされているのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

また、出されております改善計画も、大量の汚泥の処理を前提としたものでございます。改善計画と言えるのか疑問でございます。二度とこのようなことがないようにするためには、ダイオキシン発生の大きな原因でありました汚泥の焼却こそ、規制の対象としていくべきでないかと考えるわけでございます。この点についても市長の見解を伺っておきたいと思っております。

廃棄物処理法の第6条の2では「市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と規定をしております。市町村に一般廃棄物の処理の責任があることを定めているわけでありまして。このような事態になった以上、南丹市にも再びこのようなことを起こさないような改善計画が求められていると考えます。そこで、まず住民の健康と命を守ることを使命とする自治体として、住民の安心・安全を確保するためには南丹市の責任におきまして、一つには徹底した環境監視、そしてまた、抜き打ちでのダイオキシン類の調査を最低年1回は行って、その結果をきちんと情報公開する。そしてまた、搬入ごみの報告の義務付けが必要かと考えます。また環境企業として当然の責務であります情報公開、これを強く求めていく徹底した情報公開を求めていく、そのことが大切だと考えるわけでございますけれども、市長の見解も伺っておきたいと考えます。

また行政が責任をもったごみ行政を持続していくためには、船井郡衛生管理組合のクリーンセンターの再開や、また自前のごみ焼却施設の建設がどうしても必要と考えるわけでございますけれども、船井郡衛生管理組合における今後のごみ処理の展開の見通しを伺うとともに、南丹市のごみ行政を今後どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

そもそも、なぜ民家から100mも離れていない所で、産業廃棄物の処理工場の建設とか、建設当時、住民の皆さま方の不安がありました。そしてまた、その当時の園部の議会でも大きく論議をされたところでもあります。そこでその当時の説明資料として提示されたのが、ここに持ってきております。これは当初、カラーでございましたけれども、三つ折ですね、三つ折の説明資料でございます。たぶんこれが唯一、住民の皆さん、そ

して議会に出された、カンポとはこういうものだという資料だというふうに思うわけです。ここにはですね、誘致するカンポリサイクルプラザにつきましては、何をやる所かという説明があるわけですが、環境を重視した循環型社会に、つまり、再資源化をめざした次世代型モデル施設、再資源化リサイクルプラントを建設するとしてあります。何をリサイクルするのかということでございますけれども、家庭から排出されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど家電製品をリサイクルすると、その施設だと明記してあります。なぜ、ここに焼却施設が写真の中にもあるわけですが、その焼却施設がなぜあるかという説明にはですね、フロンガスを処理するために、いわゆる家電製品からフロンガスが抜かれるわけですが、そのフロンガスを処理するために必要不可欠なものだから焼却施設があるのだと、説明がしてあるわけですが、あくまでもリサイクルを目的とした施設として説明をされて、建設がされてきたものであります。ところがですね、建設されれば、すぐにですね、平成13年の10月カンポリサイクルプラザは衛生管理組合と徳島市との肉骨粉搬入協定に基づきまして、12月から肉骨粉を大量に焼却場へ燃やし続けるわけですが、1年間燃やし続けました。当時は全国一の肉骨粉処理工場ということでおやりになったことがございます。その結果、4,900万円の不明瞭な送金事件というのもあったわけですが、それから1年間それを燃やし続けました。それから以降、それが終わりますと、すぐに衛生管理組合が、このあたりの一般家庭ごみの焼却をしておりましたけれども、突如中止をいたしましたので、そのごみをすべてカンポに持っていったということですね。そして、今まで続いていたという状況でございます。ですから焼却はフロンガスだけである。フロンガスを処理するためと説明していたわけですが、今や一大ごみ焼却施設となっているという状況でございます。こうした状況の下での今回の基準値を超えたダイオキシンの濃度の検出であります。地元ではリサイクル施設がなぜダイオキシンを検出するんだということ、そしてまた、行政がついているから大丈夫だと思っていたと、行政にだまされた、そのような怒りの声が上がっております。これまでの工場誘致、そして建設の経緯からも、特に地元説明、議会説明されたカンポからは大きく違った運営と、今なっている状況であります。市長は市民の行政不信と環境破壊、かつ住民の命にかかわる不安にきちっと答えるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

この現状をどのように思われているか、それもまた、伺っておきたいと考えます。

また建設当時の説明のとおり、カンポリサイクルプラザは本来のリサイクル施設に徹すべきでないかと思うわけですが、市長のご見解を伺っておきます。

今回の資料の中でダイオキシンの発生したのは汚泥の量の増加と、逆にプラスチック類の割合が減少した、そのことによって温度が低下したとも説明をしております。今、南丹市・京丹波で分別収集されておりますビニールごみは、すべてがカンポに持ち込まれているとされて聞いておりますけれども、それを投入しても温度が確保されなかったと思うわけですが、住民の皆さん方が努力して分別されたごみは、今ど

のように取り扱われているのかどうか、きちっと住民の皆さんに説明する義務があるかと考えるわけでございますけれども、市長の説明と見解を伺っておきたいと考えます。

次に、道路網整備について伺います。

道路整備は完了したと言われておりますけれども、生活道路、特に周辺道路網の整備はまだまだでございます。そこで今回、市の南端にあたります西本梅・大河内方面の道路整備について伺います。旧町時代から度々議会でも取り上げてこられた問題でございますけれども、新市になりまして、改めて質問をするわけでございます。園部町の中心をり溪に向けた形で走ります府道大河内口八田線がございまして、特にその南八田大河内間の通称大河内峠といわれる所は、これまでからも拡幅改良が強く求められてきた所でございます。ようやくその大河内峠の一部が拡幅改良進められようとしておりますけれども、今後の大河内峠改良の見通しと、市としての位置づけをどのようにお考えか、お伺いをいたします。

併せて、積年の地元課題であります、願いでもあります大河内～杉が沢、榎～杉が沢間、そしてまた、亀岡広野間への道路開設について伺います。

榎～杉が沢については現在、市道としてありますけれども、アスファルト厚が少なく、道路交通量も最近増えてきました。道路の舗装の痛みが激しい状況であります。市道としての管理・整備が求められております。その上、この道は道路の大半が未登記という市道でありまして、登記簿上の整理も必要かと考えるわけでございますけれども、見通しと見解を伺っておきたいと思っております。

また杉が沢、亀岡市の広野間につきましては直線コースにいたしまして、わずか800mの距離でございますけれども、この間にまったく道がなく、現在でも広野、南丹の西本梅の間の交流はほとんどないという状況でございます。しかし、亀岡市の広野は一時期開発によりまして人口増が問題になるぐらい、池田、川西方面からの流入がございました。住宅開発がされたということでございまして、自動車での通行が可能とされる道路の開設は、南丹市と阪神方面への交流促進と市南部の地域振興に、そしてまた、幼稚園や小学校の児童を増やす、増大などにも大きく貢献すると思っております。温度差があり、亀岡市とこの園部町の温度差があり、この開設はなかなか困難であったものであります。府道認定を受けるなど、働きかけを強めて、南丹市南部の振興の起爆剤に、この道路開設をしてはとありますが、市長の所見を伺っておきます。

また旧園部町におきまして、合併直前の平成17年12月20日に当時町長が理事長をしておりました三つの公社に、合計3億6,100万円という膨大な公金が補助金として支出をされました。実態のない事業に補助金が支出されたとして、住民の皆さん方から返還請求を求める住民監査請求が出されました。その結果、先日、監査委員さんから監査の結果の通知が出されたところでございます。監査の結果の内容について、特に監査意見としての文書の最後に「会計事務処理を十分に検算し、一層のチェック体制の確立を目指すことを求める」と、ここに意見が付記されている監査委員の監査結果でござ

ざいます。このことにつきまして、市長の見解を伺っておきたいと考えます。

また、未だもってその補助金として出されたうちのいくらかは、まだ何も使われずに存在しているということも聞きます。厳しい財政状況が言われているのと、南丹市に返還を求める考えはないか、市長に伺っておきたいと考えます。

また、今回の住民監査請求でも実感されたところでございますけれども、住民監査請求は一度監査されて、適正であったとされた監査委員さんに、再び違法なことだからもう一度調べ直してくれという請求でございます。どだい無理な制度でございます。住民の当然の権利として住民監査請求があるわけでございますから、別の人に監査を委ねる、外部監査制度の導入が南丹市にも必要かと考えるわけでございますけれども、市長の見解を伺っておきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

**○議長（高橋 芳治君）** 大面一三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。

それでは大面議員のご質問にお答えいたします。

カンポリサイクルプラザのダイオキシン基準値を上回る検出がされた、この件につきましては昨日も申し上げましたが、市民の皆さん方、大変不安を与えたこと、大変遺憾に存じておるところでございます。そういったなかで今、るるご質問があったわけでございますので、お答えをさせていただきます。

本件につきましては現在、京都府におきまして専門家会議を開催いただき、協議をいただいております。こういったなかで、その改善計画の妥当性や内容につきまして、今、試験運転を行ったのちに、それを検証するという形になっておるわけでございます。そういったなかで汚泥の焼却につきましてのご質問があったわけでございますけれども、この点につきましても、今、専門家会議の中で協議をされておる内容でございます。十分に今後の推移の中で、専門家会議の中で協議をされておる内容でございますので、それを受けまして適切に指導されるということになりますので、南丹市も連携して取り組んでまいる所存でございます。

また、ダイオキシン類の調査等を最低年1回は実施、抜き打ちでということですが、昨日も答弁の中で申しましたが、京都府と連携をして、今後、住民の皆さま方に不安を与えないような対応をどのようにとっていくのか、十分な協議を行いたい、このように思っておる次第でございます。先ほど申しましたように今回の事件、事故、この部分につきましては大変遺憾に存じております。こういったなかで南丹市といたしましても、当該企業に対しまして適切な対応、また住民の皆さん方の不安を解消できるような監視体制をどのようにとっていくのか、京都府と十分に連携をしながら対応をしていきたい。今、その点につきましても、協議を進めていきたいというふうに考えておる

ところでございます。

次にカンポリサイクルプラザにつきまして、その事業内容につきましては、当然、法的に許可を受けて操業されておるという現状があるわけでございます。結果、事故が生じれば、今回のような規制が加えられるということになるわけでございますので、十分にその状況をかんがみながら対応をしていきたい、このように考えておるところでございますけれども、法的に許可をされて操業されとるという面を基本において考えざるを得ないということも、ご理解をいただきたいと思っております。

次に南丹市における一般廃棄物の処理につきまして、ご承知のとおり今日まで船井郡衛生管理組合、京丹波町さんとともにこの運営にあたってきたわけでございますし、この一般廃棄物の処理に対しましては、船井郡衛生管理組合にお願いをいたしておるところでございます。クリーンセンターの課題につきましては大変修理と申しますか、改善には多額な費用のかかることも事実でございます。しかしながら、そういったなかで船井衛管といたしましても平成19年度、来年度に一般廃棄物の処理についての基本計画を策定する予定で検討を進めておる、ということでございます。当然、当該市町含めまして、その協議に加わるなかで、この方向性を見出していききたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

こういったなかで、今、分別をいただいて、ビニールの処理を船井衛管からカンポリサイクルプラザに持ち込んでおるわけでございますけれども、分別収集いたしました船井郡衛生管理組合で分別収集しましたプラスチック類は、カンポリサイクルプラザで、すべて破砕、選別、固形燃料化、RPFと申すんですが、こういった形で再資源化して活用いたしておるというのが現状でございますので、ご報告を申し上げます。いずれにいたしましても、このカンポリサイクルプラザのこの事故につきましては今、京都府の専門家会議で十分な協議をした上で試験運転という形の中で、今、今後の検証、また指導を行っていただける、ということになっておるわけでございます。そういったことを踏まえまして京都府とも連携をいたし、対処してまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道路問題につきましてのご質問がございました。

府道大河内八田線の大河内峠、この課題につきましては南八田から大河内峠に向けまして、2車線道路として500mの道路改良区間の計画を京都府においてしていただき、本年1月に一部区間において関係者の皆さま方のご理解のもと、用地境界の立会いが行われたと認識いたしております。今後は計画区域の用地境界の確定を引き続き実施し、用地買収、工事着手と進めていただく予定になっておりますが、まだ実施年度の確定までは至っていないということをお聞きいたしております。今後まず、この計画区間の早期実現を第一として京都府にもお願いをいたしてまいる所存でございます。

次に市道榎～杉が沢線につきましては、今、ご質問にもございましたように、道路用地未登記の状態があるという課題がございます。この点につきましては所有者の皆さん

方とも協議を行っておるところでございます。早期に解決をしていきたいというふうに思っておるわけでございます。今、部分的な舗装維持管理として舗装管理としては行っていかなければならないというふうに考えておるところでございますし、また全面的な舗装改良につきましては、一定の課題が整理する状況を踏まえまして、実施できるよう努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また亀岡市広野方面へのアクセス道路につきましては、今ご指摘のとおり市道としての認定もございません。改良計画も現在のところない状況でございます。ご質問の中にもございましたように、亀岡市との境界を越える道路でございます。こういったなかで連携調整もまだまだ必要な部分が多ございます。現状においては財政的にみても事業化は難しいというのが現状でございます。今後の推移の中で検討をしていかなければならない課題ではあるというふうには考えておりますけれども、現状における状況はこのような状況であることを、ご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

次に、住民監査請求につきましてのご質問をいただきました。

公表されました監査公表の中で、それぞれの要件を満たしておるというご判断をいただいております。返却する、返還を求める考えはないかということですが、この監査結果でも求める必要はないというふうにされておりますので、求めることはいたしません。この監査公表の中でもご指摘をいただいております、様々なご指摘の点につきましては市といたしましても十分精査したなかで、今後の公金の会計、またそのシステムを十分に精査するなかで対応をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

なお、外部監査制度につきましては、今、地方自治法の改正により監査制度の拡充ということが求められておるわけでございますけれども、こういった点も踏まえまして、監査委員さんの皆さま方をはじめご関係の方々とも協議をしながら、その導入についての検討を加えなければならないとは思っておりますけれども、現時点における導入の予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 答弁をいただきました。私の質問時間があとわずかでございますので、端的に質問させていただきたいというふうに思います。

一つにつきましては、市の責任としてですね、検査体制というのか、チェック機能を果たすべきだということで、先ほども提案をさせていただいたわけですがけれども、府との協議を協調してというような答弁でございましたけれども、府の検査は今回はじめて知ったわけなんですけれども、5年に一度というようなことなんです、外部のこれだけの大きな焼却施設の中で私どもは毎年、最低毎年ですね、公的な検査が行われていると理解していたわけなんですけれども、5年に一度というようなことで大変驚いております。

ます。こんな状況です、環境に責任を持つ、そして日本有数の焼却施設がですね、こんな状況でよいのかというところなんです、ですから、南丹市のごみ、そして環境に責任を持つ南丹市としてですね、最低、年一度のね、ダイオキシンにかかわる検査は当然必要だと、今後必要だと考えますけれども、意見として申し上げておきます。また市長の答弁がございましたら聞かしていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つは住民の皆さん方はこの建設、そして今の状況について、当時の説明と大きく食い違うということで、騙されたという認識が強いんですね、そして現実そうですね、リサイクルということでこのパンフは説明して、住民にも議会にも説明してきたわけなんです。ところが今や、一大産業廃棄物の何でもありの焼却なんです、今は。その上にごみの焼却、このあたりの家庭ごみの焼却もするというようなところですね。何て言うかな、約束というのか、最初の説明とはまったく違う方向に施設は進んでいるというところですね、やはり是正をさしていかなければということは思うわけでございますけれども、市長の思いはどうなのか、ちょっと聞かしていただけたら。私は当初説明したとおりですね、リサイクル施設としてのカンポであるべきだということを強く求めておきたいというふうに思います。ですから、当初説明したこのパンフに載っている内容です、やっぱり今後ともやね、カンポリサイクルプラザの経営を追求していくということが大切かというふうに思います。一方では船井郡衛生管理組合で、このあたりの生活ごみは責任を持っていくということも大切だというふうに思います。市長のご意見、見解ございましたら聞かしていただけたら。

そしてもう一つはですね、ちょっと時間が超過しておるんですけども、ビニールごみの焼却につきましてですね、リサイクルをしているんだというようなことでございましたけれども、私が平成17年9月、2年前ですね、質問したところによると、当時の野中町長はですね、3割は工場内の熱利用で処理していると、それは燃やしているということですね、を言っているんですね。過去は燃やしたけど、今は燃やしてないということなのか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは大面議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、検査の内容でございますが、これはその頻度や内容につきましては京都府の方で今日まで行われてまいりました。そういったなかで、その部分が適正なのかどうか、今回このような事故が発生したわけでございます。これによりまして今日までの経過は経過として、今後どのようにこの検査の内容、詰めていくのか、当然、年4回、業者が責任で行うということは昨日の答弁でも述べたとおりでございますけれども、府としても19年度この検査を行うということ、今、表明をしていただいておりますけれども、今後、この専門家会議での検証なりがあとで指導が

あると思います。こういったなかで、今の検査の頻度なり、内容っていうのは府と十分協議をしながら進めていかなければならないと、いうふうを考えておるところでございます。

また、この事業実施につきましては、業務の実施につきましては地元と協定書をお結びになって、私どもも旧の園部町、そして川辺地区の区長会、それと会社と、この三社で協定結びで対応しているわけでございます。こういったことも踏まえましての今後の十分な指導、また監督をしていかなければならないというふうを考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

また、先ほどの衛管で持ち込んだプラスチック類、この部分につきましては一般廃棄物においては全量再資源化いたしておるということでございます。しかしながら、園部町時代に17年に発言があったというご指摘でございますが、その際の部分につきましては産廃分をあちらへ持ち込んでおります、これはいわゆる私どもの一般廃棄物以外のものを持ち込んでおるなかの、その3割は燃焼分として燃やしておるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 次に6番、末武徹議員の発言を許します。

**○議員（6番 末武 徹君）** 議長のお許しを得ましたので、6番の末武徹でございます。市長に対し2点、質問をさせていただきます。

1点目は南丹市の職員の給与についてでございます。これにつきましては、先日も同会派の吉田議員から代表質問の中で触れられましたので、重複して恐縮でございますが、私なりの質問を再度させていただきたい、このように思います。

去る12月議会では国の公務員給与制度の見直しを踏まえ、本市の職員の給与条例が改正されたところでございます。これは市職員としての自覚と強い使命感をもって職務を遂行していこうとする、いわゆる頑張る職員にはそれなりの処遇を、そうでない職員には今後の期待も込めて、少々お灸を据えさせていただくという視点で改正でございまして、市民から見れば、しごく当たり前の視点を踏まえてでの制度改正であり、評価をするところでございます。この趣旨を職員が正しく理解をするなかで、今後、一層職務に励んでいただけるものと期待をしておるところでございます。

そこで市長に質問をいたしますが、現在、本市の職員給与の実態は京都府内全市町村の中で低い方から数えて2番目と、そんな実態だと伺っております。よく給与比較の際に使われますラスパイレズ指数は86%ちょっとという状況であります。私の手元の資料によりますと、平成17年度のものでございますが、京都市を除きます京都府内の市平均、これは96%でありまして、厳しい財政事情と伺っております近隣の市を見ましても、大体91ないし92%の水準となっており、大変な南丹市は格差が大きい、低い方に大きいという実態でございます。私は本市の職員、非常に多くの職員が合併後の多くの課題を抱えながら新しい市づくり、まちづくりに希望を持って、また将来に展望が

持てるようにと、市の基礎固めに鋭意励んでいただいております。このように実感しております。このような給与状況がいつまでも続くようでは、職員が誇りをもって意欲的に働くことができるかどうか、心配をしております。市長が常々申されております南丹市にはほこりと絆、これを構築させるには、まず職員自らが誇りが持てる、そんな状況、環境にしていかなければならないと考えております。このまま、こうした状況ですと、職員は誇りを持つどころか、やる気を削ぎ、今はそうではなくとも、今後、徐々に職務の遂行に支障が出てくるのではないかと危惧をしております。また、新たな新規採用職員の採用の際にも、低い給与ということで優秀な若者が応募をしてこない、こういうことにもならないかと、これもまた危惧するところでもあります。今後、市の職員の定数の見直し、ならびに本庁・支所の職員数の適正配置も踏まえて、給与水準の検討を行っていくことが大切でなかろうかと考えるところでございます。南丹市の将来を考えますとき、財政事情、非常に厳しいということは分かりますけれども、職員の育成と人材確保は何より大切な視点であると考えております。これにつきましての市長のご所見をお伺いをいたします。

次に、2点目でございます。

ケーブルテレビの完成後の、いわゆるテレビ共同受信施設の撤去についてでございます。大変細かな部分での質問になって恐縮でございますが、この点について質問をさせていただきます。このケーブルテレビ事業につきましては当初の計画どおり、日吉町ではこの4月から、八木町・美山町におきましては来年の4月からサービス開始を目前に、着々と工事を進めていただいております。この完成によりまして、南丹市民の情報の共有と一体感の醸成に大きく寄与するものと、期待をしております。

そこで質問に入りますが、これまで美山町におきましては、電気関連業者数店がテレビ共同受信施設の保守点検を、施設管理組合からのわずかな委託料で実施をしてきていただいております。美山地内におきましては近年、住民の多くが町外の大型電気店に家電製品を求める傾向がございまして、町内業者の家電販売は急速に落ち込んでおります。併せて、不況の影響から住宅改築等が減りまして、これに伴う電気工事も減っております。どの業者も経営が非常に厳しいものと聞いておるところでございます。このようななかでケーブルテレビ網が完成をしました暁には、この共同受信施設の撤去をこれまで保守点検をやってきた業者に任せてはどうかということでございます。市としましてはできるだけ大きな業者に任せて、安く、しかも早く撤去させたいという考えもあろうかと存じますが、地元業者の仕事の確保と業者の育成という観点から、これまでいろいろと責任をもって保守点検をしてきた業者に施設の最後を任せるといった、温かい配慮をお願いしたいと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

併せて、どの商店経営者も電気店同様、売り上げが減り厳しい状況に置かれておると聞いております。これもできるだけ安くという市長の考えも理解をいたしますが、市役

所や支所での消耗品等との購入は、できるだけ地元商店から仕入れをいただくような配慮も必要かと考えますが、これについての市長の所見をお伺いいたします。

これで第1回目の質問といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 末武徹議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは末武議員のご質問にお答えをいたします。

まず南丹市の職員給与につきまして、ご指摘いただいておりますように、平成18年4月のラスパイレス指数、86.7という数字でございます。府下、府内の市町村の中では下から2番目、市としては一番下というのも事実でございます。また議員ご指摘をいただきましたように、今日まで職員の皆さん、本当に市政推進に献身的なご努力をいただいております、特にこの合併前後、大変繁忙であり多難な時期でございましたが、奮闘をしていただき、今の行政を推進しているなかで、職員の努力というものは大変大きいものがあつたと。また現在もあるわけでございます、この努力に対しましては私も心から敬意を表しておるところでございます。ただいま、ご指摘をいただきましたように、今後新規採用にあたって人材確保なり、育成なりに支障が出ないかというふうなご指摘でございます。当然、私どもも危惧をいたしておるわけでございますが、大変厳しい財政状況があるわけございまして、こういったなかで当然、給与水準の見直し、必要であろうというのは考えておるわけでございますけれども、現状におきまして大変困難な財政状況であるということも事実でございます。今後、見直しを図る必要があると考えておりますので、検討をしていかなければならないというふうに思っております。ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、現在の共同受信施設、テレビの共同受信施設の撤去に伴う地元業者に対しての請負をさせたらどうかというお話でございました。

ご指摘いただきましたように、やはり地元業者育成、また地元地域経済の振興の上からも、当然できる限り地元業者の皆さん方に、市の事業というのは発注していきたいという思いがあるわけでございます。ご質問の中にもございましたように、価格の問題も当然あるわけでございます。そういったなかで、今回、地域情報網の整備に伴いますテレビの共同受信施設の撤去につきまして、今回、日吉地区におきましては、本年3月末までに無償譲渡を申し入れいただきます共聴組合の施設につきましては、19年度で市で撤去する予定をいたしておるところでございます。そういったなかで、当然できる限り地元の業者の皆さんにしていきたいというふうに考えておるわけでございますが、今、内容を精査いたしておるところでございます。と申しますのは共同受信施設の内容といたしまして、伝送路、また受信施設、引き込みの伝送路や電柱ですね、それから増幅器、保安器等の施設がございます。こういったなかで、一部は容易に撤去できる施設があることも事実なんでございますけれども、電柱等につきましては、ほかの

柱とのバランスを崩して倒れるっていうようなことも、危険性も考えられます。また、それらの廃棄物につきましては産業廃棄物ということになりますので、今、京都府の定めておりますマニフェストに添った形での対応が必要となるということで、そういった課題もあるなかで、撤去についてはその技術力なり、また経験ということが有する面もございます。こういった点も踏まえて、現在、関係部局におきまして検討をいたしておるのが事実でございます。先ほど申しましたように、地元の事業につきましてはできる限り、地元の業者の皆さんにさせていただきたいというのは、思いとしてはあるんですが、経済性とも踏まえまして、今後、検討をいたしていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 末武徹議員。

**○議員（6番 末武 徹君）** 市長のお考えは理解をさせていただきました。

私は今すぐ職員の給料を上げてほしいと、こんな観点で申しておるのではございません。市長として職員に対してですね、今は財政事情も厳しいし、今しばらく辛抱してほしいと。今後ですね、行財政改革を進めるなかで、また大型事業が終息していくなかでですね、もう少しゆとりができれば、改善を考えていこうと。職員にですね、展望と期待が持てるようなこういう趣旨、姿勢をもう少し示されるべきではないかと考えております。今の職員がですね、近い将来は順番に退職をされていくわけですから、人的な面での将来構想が大事ではないかということをお願いしておるところでございます。

ところで、去る2月23日の京都新聞の丹波版に、南丹市の本年度の新年度予算の概要が掲載されたところでございますが、そのページで「財政難、どう出す合併効果」という見出しで解説が載っておりました。そこには「財政難のため、市は市長ら市幹部や職員、議員の件費抑制策を前年度に続いて強め、義務的経費を削減する方針」とありました。特に市幹部までは辛抱はできましても、職員というのがございました。市長はこれからも先の答弁とは裏腹に、職員の給与を削減されようと考えておられるのか、再度真意をお伺いいたします。

以上でございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 答弁を申し上げます。

今、条例でも提案をさせていただいておりますけれども、理事者の給与につきましては自主的な削減分も含めて、ご提案を申しました。また今回、この予算案の中で19年度、管理職職員に対する手当も30%の削減を予定をいたしております。大変厳しい状況の中での、先ほど申しましたように大変心苦しい思いがあるわけでございますが、今、それほど財政状況が厳しいということ、ともに管理職の諸君とも共有することによって、この難局を乗り切っていきたい、いうことを考えておるわけでございます。また予算的には時間外手当につきましても、昨年度より50%のカットをして予算化いたしております。

ます。これにつきましては昨年度と申しますか、今年度、合併以降、大変繁忙期であったということもあるわけでございます。そのなかで一応の1年を経過し、正常の状態に戻ってきた部分もありますし、また、こういったなかで時間外手当のカットをするなかで、またもし、様々な状況によりましてオーバーするようなことあったら、もちろん補正をせざるを得ませんが、基本的にはこの部分、時間外手当のカットの予算をさしていただいております。いずれにいたしましても昨年末につくりました行財政の改革大綱、これに基づきまして5月を目途に、今いたしておるわけでございますが、具体的な行財政改革のプラン、これを実践することによって、これと相まってこのような問題にも対応していかなければならない、いうふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 末武徹議員。

**○議員（6番 末武 徹君）** 市長のご答弁、ありがとうございます。

マスコミでは景気は緩やかに回復をしておるといような報道をしておりますが、我々市民なり、我々の周りでは実感のできない、そんな状況でございます。ですから住民の、市民の理解が得られる給与水準というものが大事なことでございます。しかし、これ以上に職員の給与を削減されないことが、南丹市の将来を見据えますときに懸命でなかろうかというふうに、私は思っております。市長、十分によくお考えいただけたらというふうに思います。

またケーブルテレビのあとの共聴施設の撤去につきましては、できるだけ地元業者も参画できるようなご配慮をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

**○議長（高橋 芳治君）** 末武徹議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

11時15分から再開したいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

**午前11時00分休憩**

.....  
**午前11時15分再開**

**○議長（高橋 芳治君）** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に9番、小中昭議員の発言を許します。

**○議員（9番 小中 昭君）** それでは議席番号9番、南風会所属の小中昭でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、2点、質問をさせていただきます。

まず、災害時要援護者支援制度についてであります。東海から四国沖にかけての領域を震源とする東南海・南海地震は今世紀前半にも発生するおそれがあり、2030年までの発生率は東南海が50%、南海が40%とされています。また、ほかの学者の

発表では東海地震は30年以内の発生確率が87%、東南海が60%、南海地震が50%とも言われております。これらの地震はいつ発生してもおかしくなく、マグニチュード8クラスの巨大地震であるといわれており、強い揺れや津波が来襲する地域も広範囲に渡ると予想されております。一方、南丹市に目を向けると、12月議会で同僚議員が防災計画について、質問されたなかにもありましたが、南丹市にも殿田断層、神吉・越畑断層があり、地震に対する備えが必要であると発言されておられました。また南丹市は花折断層や西山断層が動いたら、直接被害が出るといわれており、本市に一番の大きな被害が出るのは西山断層の地震といわれております。また地球温暖化の影響か、世界各国で異常気象が起こっております。特に今年の冬は過去に例のない暖冬でしたし、近年は集中豪雨や台風、そして、今までにないような大きな竜巻も発生しております。これらの自然災害はいつ発生するか分かりません。介護を必要とする高齢者など、災害時要援護者の施策が全国的に遅れているといわれているなか、南丹保健所では昨年11月28日に管内2市1町及び28法人、55事業所にも及ぶ介護保険事業者と協定を締結し、「高齢者あんしんコーディネート事業」がスタートいたしました。このように行政と福祉関係者とのパートナーシップによって、災害時に援護が必要な高齢者の生活や命を守る仕組みはでき上がりました。この事業は二つのプランが柱でありまして、「安否まかせて防災支援プラン」として、台風・地震などの大規模な災害発生時に要介護を受けておられる高齢者の安否確認を行うこと、もう一つは「介護施設等一時避難協定プラン」として、要介護高齢者が避難時に適切な介護が受けられるよう介護施設の提供を行う、となっております。そこで「高齢者あんしんコーディネート事業」以外の方々、いわゆる要介護認定を受けておられない高齢者をはじめ子どもや障害者など、災害弱者といわれる方々の支援であります。本市においてはご存知のように高齢者が特に顕著であり、要介護認定を受けておられない高齢者はたくさんおられます。また障害者や子どもなど、災害時に援護が必要な災害弱者に対する配慮は重要であると考えられます。最近では地域のコミュニティーが弱くなったといわれておりますけれども、本市では、まだまだすてたものではないと思います。集落の横のつながりも、まだしっかり機能しておりますし、ただ昨年4月から個人情報保護法が適用され、プライバシーの問題等々、課題はあると思われませんが、消防団や、後ほど質問をいたします自主防災組織や集落機能を生かしたネットワークづくりを行政として指導していき、あつてはならない災害が発生したとき、しっかりとこれらの組織が機能をしていくべきと考えますが、このことについて市長のご所見をお伺いいたします。

次に自主防災組織であります。1日の市長の施政方針では地域自主防災組織の拡大と支援に取り組んでまいりますとありました。現在、日吉地域で集落単位に21団体、美山地域の旧村単位に5団体、自主防災組織があります。これらの組織は消防団のフォローや自分たちの財産は自分たちで守る、また自分たちにできることは自分たちでやろうという、崇高な精神のもとに結成されたものと確信しております。特に少子化により

消防団員の減少もありますし、また現在の消防団の昼間の消防力の低下は、団員の通勤圏の拡大などにより顕著に現れてきております。私の地元の大野分団を例にあげて調べてみますと、実に63%の団員が仕事の関係などにより、昼間地元にいないのが現状であります。これらの消防力の低下のフォローも含め、自主防災組織の皆さんは担ってもらっておりますし、消防団のOBを中心に組織されている美山地域の自主防災組織は、実際の現場への出動もごさいます。また、あつてはならない有事に備えて、消防団と一緒に訓練にも参加をいただいております。さらに平成16年の台風23号の被災の際には、復旧作業にもご協力をいただいたこともございました。これらの自主防災組織は、最初の質問にも関連しますが、南丹市の防災に大きな役割を果たすものと考えます。今議会上程されました19年度当初予算では、昨年と同額の予算が計上されております。しかし、合併前に比べるとほかの団体同様、補助金が大幅に減額されております。これは現在の南丹市の財政上、減額はやむを得ないところでございますが、市民生活に密着した組織、特に自主防災組織のような団体に対しては、活動実績に見合う出動手当などの形でこれを補助して、これらの活動に感謝していくべきではないかと考えます。関連して、これらの自主防災組織は先ほども述べましたが、南丹市の防災に大きな役割を果たしております。市長は組織の拡大を施政方針であげておられました。八木・園部地域にも自主防災組織を立ち上げる必要があると考えます。また日吉・美山地域でも組織化されていない地域には立ち上げが必要と考えますが、これについても市長のご所見をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

**○議長（高橋 芳治君）** 小中昭議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは小中議員のご質問にお答えをいたします。

今、防災という観点からご質問をいただいたわけでございますけれども、大変広域な面積を有します南丹市におきまして、行政だけで様々な活動ができるわけでもございません。ご質問の中でもご指摘いただきましたように、各種の団体、また地域の地域力と申しますか、住民の皆さま方、市民の皆さま方との連携の中で、市民の安全が守られているというふうなことを私は基本において、今後の行政も進めていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。そういったなかで、まず災害時の要援護者に対する施策につきましてご質問をいただいております。いわゆる災害弱者と呼ばれる方々でございますが、これは高齢者の皆さん、障害者や乳幼児の皆さんを対象にいたしておるわけでございますけれども、ご指摘いただきましたように京都府におきまして、「高齢者あんしんコーディネート事業」を策定していただいております。こういったなかで府・市、そして関係の施設やまた介護保険施設、それから住民の皆さま方と連携をとりながら、こういうことを進めていかなければならないわけでございますけれども、障害者手帳所持者や独居高齢者世帯、こういう方々に対する対応をどうやっていくのか

ということは、市の大きな責務でもございます。こういったなかで、市といたしましては災害時における要援護者に対する対策をどうするかという、この会議を19年度に設置いたします。こういったなかで、それらの方々の把握や、またマップの作成、そして支援マニュアルの作成、それから災害時における安否確認、また情報伝達、こういったときにどのようなシステムづくりをするのかということを決めていかなければならないと、こういうふうにご考えておるところでございます。現在は庁舎内におきまして関係部局の担当者によりまして、検討を続けておるところでございますが、今後、災害時における要援護者対策会議ということで設置し、早急に詰めてまいりたいと思っております。こういったなかで、先ほど申しました京都府の「高齢者あんしんコーディネート事業」との連携、また強化をすることによりまして、日頃からの見守り活動、また地域での助け合い活動を推進していきたい、このように考えておりますし、社会福祉協議会さんをはじめとする各種団体におきまして、そのようなお取り組みをいただいております。そういったなかでの連携、そして消防団の皆さんや自主防災組織との連携、こういったことを進めるなかで、先ほど申しました地域力を生かした形での、南丹市における対策を講じていきたいというふうにご考えておるところでございますし、現在、南丹市防災計画の策定を進めておるところでございますので、このようなことも踏まえまして、十分な対応をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

また自主防災組織につきましては、ただいまも申しましたように、やはり地域は地域で守るというお気持ちで、市民の皆さま方がご尽力いただいております。また消防団組織につきましても市民の皆さま方のボランティアによりまして、崇高な理念の下、活動を続けていただいております。そういったなかで、この自主防災組織設置というのは合併時におきましても、重要なことであるというようなことで、その自主防災組織の設置の推進を図っていくというなかで、協議が行われてきたのも事実でございます。こういったなかで旧町間で補助基準が異なっておりましたために、合併調整におきまして現在の集落、1集落につき年間活動補助金5,000円、複数集落を基盤とする場合は上限を2万円というふうなことで、交付の金額が定められたわけでございます。従来より低い額になっておるケースもあることも事実でございますが、財政難のうちに大変申し訳なく存ずる次第でございますが、ご理解を賜りたく存ずる次第でございます。しかしながら、ボランティアの側面もあるというよりも、ボランティアの皆さんで運営いただいておりますし、先ほど申しましたように地域力の反映という意味からも、この自主防災組織というのは大変重要な役割を果たしていただいております。未整備の地域におきましても、ぜひともこういう組織を立ち上げていただきたく考えておるところでございます。そういったなかで、なかなか財政的には難しいんでございますけれども、そのほかの点によりまして市の方で、また協力できることを、そういうような部分につきましては、できる限りの協力はさせていただきたいというふうにご考えておるところでございます。ただ、ボランティアという側面がござい

ますので、ご指摘のございました出動手当という概念はちょっとなじまないという部分があります。平時における訓練活動に対し交付するという趣旨でございますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

小中昭議員。

**○議員（9番 小中 昭君）** 「高齢者あんしんコーディネート事業」の分については前向きなご答弁をいただきまして、大きな災害が発生しまして、ライフライン、いわゆる道路などが寸断された場合には、京都府のあんしんコーディネート制度は機能しない恐れがございますので、やはり先ほど申しましたように、集落機能や自主防災組織、また消防団あたりとのネットワークづくりをしっかりとさせていただきたいと、こんなふうにおもっております。前向きなご答弁をいただきましたので期待をしておきます。

また、ボランティアであるので自主防災組織には云々がございました。当然その答えが返ってくることは承知しておりましたけれども、自分たちの財産は自分たちで守るといふような気構えで頑張ってもらっておりますので、その辺についてもしっかりと目を向けて光を当てていただきたいと、こんなふうに思いまして質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 小中議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

1時から再開したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**午前 11時33分休憩**

.....  
**午後 1時00分再開**

**○議長（高橋 芳治君）** 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に21番、松尾武治議員の発言を許します。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 皆さん、改めましてこんにちは。

議席番号21番、活緑クラブに所属する松尾武治です。議長のお許しが出ましたので、集落の活性策と地域振興会について、行政事務の民間委託について、カンポリサイクルプラザとの公害防止に関する協定書についての質問をいたします。

昨日の代表質問で各会派から行財政の改革について質問がありましたが、総合計画の策定と併せて取り組むと言われ、市長独自の行財政改革に取り組む姿勢が明確にされないように思うのは私だけでしょうか。旧法で合併した団体には合併算定替の特例が10年間続くので、職員定数の圧縮が進めば進むほど、合併をしなかった同規模の団体に比べ、財政運営が楽になるといわれています。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006で、地方公務員の定数が5年後に5.7%カットとうたわれています。合併した団体は特例が終わる10年後までに類似団体並みに職員数を落とさなければ

ならないとし、早く落とせば財政的なメリットが享受できるが、逆に落とさなければ後年度で財政負担となるといわれています。南丹市の職員定数の削減計画を含めた行財政改革の指針について、市長自身のお考えを示していただきたいものです。南丹市の616平方キロに及ぶ広大な市域の中で、市民が一体感を持つことが課題の一つであります。今、進められている情報網の整備により、市民が一体感が持てると実感するでしょうか。周辺部では住所表示が変わったこと以外は行政との距離を感じるとの声も届きます。人の流れをつくり、情報網の整備と併せ、IT等の活用で身近なところでの市役所をつくるのが市民に見える合併効果の施策ではないでしょうか。市議会に提案される議案のチェック機能も不十分で、毎議会ミスによる差し替えが行われます。市役所が発行するパンフレットにもミスがありますが、理事者を含め担当者がミスを真摯に受け止め、反省する姿勢を忘れてしまっているような気がいたします。このような小さなことの反省がおもてなしの心を生み出し、観光・特産品事業が飛躍する源となるといっても過言ではありません。特に特産品の中でも食品の扱いは一つ誤ると再起不能を懸念される重要なものとなっております。去る2月14日に名古屋中央郵便局で市長、郵便局長など多数の関係者が出席する中で、南丹市の物産展が催されました。私も出かけておりましたが、多くの来訪者が美山町の話をお聞かせいただきました。その話の内容から関係者のきめ細やかな取り組みを感じ取ることができました。これがおもてなしの心の表れといえます。美山町には70万人を超える観光客が訪れますが、原生林・茅葺集落などのキャンパスだけを求めて訪れるのではなく来訪者に対するおもてなしの心が、今日の美山町をつくり上げたと思われまます。この美山町の取り組みを南丹市全域の資産として生かし、交流人口の増加策を模索し、経済効果を高めていくのが、今後の施策いかににかかわってくると考えております。わが国は少子高齢化の中で人口は減少傾向となるので、定住人口の増加策には限界があります。交流人口の増加策が南丹市の重要課題となり、合併効果を高める施策といえます。去る1日には市長の施政方針の中で、地域情報網の整備が示されています。この事業は双方向の通信が可能となりますが、市民から市役所に向けた事業展開は示されておられません。南丹市は双方向で何を行い、住民がどのような使い方ができるのか、ただ作ればよいというものではありません。多額の財源を伴う事業であり、広範囲の活用を示していただきたいと思えます。また、南丹市の基幹産業ともいえる農業施策については、継続となる広域農道整備、農業法人等の規模拡大、農業振興地域整備計画の策定などが示されております。平成19年度は農業の大変換期といっても過言ではないほどの農政改革が示され、本年は1年目となり、農家・集落では計画づくりに奔走いただいております。国が示した農業施策は担い手にシフトされ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策が示されております。変換期にある南丹市の農業をどのように認識し、これからどのように進めるのかについて触れられておりませんので、残

念な思いで聞いておりました。今、農家・集落では農業の変換に乗り遅れないようにご努力いただいております。南丹市の農業が国内における競争はもとより、国際競争力にも太刀打ちできる足腰の強い農業となれるような施策の確立を求めます。

それでは通告に従って、質問をいたします。

まず、最初に集落の活性化と地域振興会について、質問をいたします。

広すぎる自治体の領域が地域経済の持続的発展の力を弱めていると言われていています。自治体を軸とした経済の幹流構造も合併で変わり、周辺地域では行政との距離を体感することにつながっております。また住民と行政との協働が求められ、地域の課題すべてを行政に求めるのではなく、住民ができることは住民が主体となり、行政が支援を行う協働社会が求められます。すでに旧美山町では旧村単位に振興会が作られています。現状は職員が常駐されているので課題は残りますが、地域の核となり、地域づくりを進め、住民自治の観点から学ぶところが多くあります。行政改革と逆行するように思われますが、住民自治と身近な市役所が市民と行政の協働の原点になります。一方では地域振興会へ行財政権限を移譲することで、地域内再投資力を生み出す原動力にもなると思います。地域自治組織には住民自治を進めるなかで多くの可能性を含んでおりますが、このような地域振興会を市長はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

京都府の平成19年度予算は地域力の再生が最優先課題となっております。行政施策で今、求められる課題の一つは地域力、すなわち住民創造を生かす施策だといえます。多様な要望と意識変化で集落機能も低下するなかで、住民と行政の関係にも変化が表れています。地方分権化では行政から住民へと、いわゆる市民分権が求められますので、受け皿となる住民組織の充実が重要となります。住民組織には自治会やNPO法人などが考えられますが、住民自身にも住民意志の選択・合意・負担の原則が求められ、過度の行政依存体質からの脱却が必要となります。新しく進められている農業施策にも示されていますが、地域には自己選択と結果責任が求められます。行政依存からの脱却がいやおうなく押し寄せ、集落の果たす役割も重要となります。このようなことから集落の活性化策、すなわち京都府が示す地域力の再生をどのように考えられているのか。また市民と行政の協働推進が重要課題となりますが、施策として具体的にどのようなことが想定されるのか、また具体的な施策をお伺いいたします。

次に、行政業務の民間委託について、お尋ねいたします。

すでに公の施設運営では一定の方向が示されていますが、広大な市域での協働社会の構築を考えると、地域に点在する公の施設と併せ、行政業務の民間委託はIT化とともに可能であり、行政コストの削減、住民サービスの向上からも必要な施策と考えられます。先の質問と重複する部分がありますが、市域に点在する公の施設の中には職員や非常勤の職員を配置している施設もあります。このような施設を生かした住民自治組織の拠点づくりと併せ、行政業務の委託を考えられるのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、昨年末にカンポリサイクルプラザから基準値を超えるダイオキシン類が検出さ

れました。この件については厚生常任委員会の所管事務調査として委員会3回、懇談会1回、現地調査1回を行いました。今回は市長の思いをお聞きする意味で改めて質問をいたします。

周辺地域の環境調査では、基準値内の数値が確認され、地域には試験運転の合意が求められていますが、周辺地域からは日常的に繰り返されている不快感を発端に悪臭、騒音など多くの声が届けられています。原因となるカンポリサイクルプラザは旧園部町の企業誘致による企業として、法律に定められている事項はもとより、周辺地域の環境を守る観点から、旧園部町、地元川辺地区、カンポリサイクルプラザによる公害等防止に関する協定が締結されています。ところが事件発覚まで地元自治体として、ダイオキシン類の確認もまったく行われていません。月1回の立ち入り検査は目視によるものがほとんどで、ダイオキシン類の数値の確認が行われていないことが厚生常任委員会でも確認されております。平成14年11月6日にも基準値に近い数値が京都府に届けられていますが、旧園部町は確認もしていません。調査そのものが形式的なものになっていたのではないかと危惧をいたします。去る2月28日に川辺地区役員を対象に、また3月6日には地域住民の皆さんを対象に説明会がもたれましたが、地域からは厳しい声が出ておりました。厚生常任委員会では地域説明会における南丹市の姿勢を十分説明するよう要望しておりましたが、当初まったく市の姿勢が示されておられませんでした。住民の声にカンポ、京都府の話は聞いたが、南丹市の考えは聞いていないと督促され、はじめて南丹市の姿勢が示されました。これらの声を真摯に受け止める行政姿勢が南丹市には求められます。今回の試験運転は学者の科学的な見識からきたものであって、周辺地域の心情がベースになったものではありません。どのような理由があっても炉に点火することは住民感情を逆撫ですることになります。不安をぬぐいきれない生活を強いることになります。試験運転を受け入れる以前の問題として、旧園部町の過去の姿勢、すなわちチェックの体制の甘さ、公害防止に関する協定書による監視の未履行などを反省し、協定書に基づく調査体制の整備を地域に示し、佐々木市長自らが住民の安全・安心の暮らしを確認した上で、試験運転の許可を、佐々木市長の施政方針でいわれている健康で安心して暮らせるまちづくりそのものだといえます。住民の声を無視する住民不在の試験運転の受け入れは許されないことだと考えております。以上のことから、公害防止に関する協定が存在するが、協定書に関する市長の認識と併せて公害防止に関する協定書による監視は、今も言いましたように、厚生常任委員会でも監視体制の不備を確認していますが、改めて市長の認識をお伺いいたします。

稼動にはダイオキシン類をはじめとする公害のチェック体制を含む協定の見直しが必要と考えるが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で私の壇上での質問を終わります。

**○議長（高橋 芳治君）** 松尾武治議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず地域振興、集落の活性化策につきましてのご質問をいただきました。

美山町で取り組まれております地域振興会、これについてどのように認識しておるかというご質問でございましたが、この地域振興会、今日まで住民の皆さん方が、まさに主役となってわが村はわが手で守るんだということで、各振興会におきましてそれぞれの取り組みをいただいております。そういったなかで旧美山町ご当局とも連携を強めるなかで、今日までの活動をいただいております。これはこの地域活性化策の一つのモデルケースとして全国的にも高く評価されておるところでございますし、私もその実態に触れるにつけ、地域住民の皆さま方のふるさとの思い、また地域活性化に対する思いを強く感じるところでございまして、このご活動に対しましては敬意を表しておるところでございます。今この地域振興会、南丹市全域にどうだというふうなご提案もいただくわけでございますけれども、私は4町それぞれの村づくり、まちづくりが今日まで続けられてまいりました。私はこの地域振興会、美山町においての一つのケースとして大変意義あることであり、また地域住民の皆さま方がこういった形によって、わが地域を活性化させていこうというふうな手法としてお取りになるということは、大変結構なことだというふうに考えておるところでございますが、それぞれの地域の皆さま方がお考えいただくなかで、また行政としても、もちろんご相談をさせていただく、お互いに協力をし合うなかで、地域力を高める努力ということを果たしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。特にこの課題につきましては、昨今の論議の中で、大変重要な要素というふうなことになってきております。市役所職員にとりましても、なかなか深いところまで知識もまだ実態としても知りえてない部分もまだございます。また地域住民の皆さま方にとりましても、この地域振興会というのがどういう存在であるかというようなことも、なかなか分かりにくいというふうなご意見もいただいております。こういったなかで、やはり市役所職員、まず研鑽を深めまして、この地域自治組織と申しますか、地域振興会をはじめとして、こういうような取り組みについて、研鑽を深めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。また、この地域力を高める努力という部分につきましては、市におきましても自治振興補助金等の支援策を準備しておるわけでございます。また京都府におきましても地域力向上に重視されまして、来年度から地域力再生のための住民活動助成としての未来づくり交付金の特別枠を設置された、というふうにお伺いいたしておるところでございます。また議員ご指摘のございました農業施策の中でも農地・水・環境保全向上対策、これも一つの地域活性化の施策として重要なものがあるというふうに考えております。こういった様々な事業、またリンクするなかで市役所といたしましても住民の皆さま方、また、それぞれの住民自治組織の皆さま方との協調を図るなかで、地域活性化、また地域力の向上のために、努力をしていきたいというふうに考えております。先般も申し上

げましたが、それぞれの旧町で区長会をはじめとする、それぞれの地方自治組織体系がなっております。19年度におきまして、それぞれの市にとってどのような形がいいのか、検討を加えていく、これも住民の皆さま方とともに考えていくというふうな方向になっておるところでございますので、今、必要とされております地域力向上のために、行政としても積極的な取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政事務の民間委託につきましてのご質問をいただきました。

基本的にコスト削減、また住民サービスの向上を図れるものはできるだけ民間委託するべきであるというふうには考えております。しかしながら、行政事務におきましては法的な規制もあります。こういったなかで公の施設の運営・管理につきましては、昨年の指定管理者制度の導入に伴い、コストの削減、また住民サービスの向上、さらにはこれまでの管理状況等も踏まえまして、市で直営するべきもの、また指定管理者により管理運営するものというふうに精査をしてきたわけでございますけれども、このなかでも地域のいくつかの施設につきましては地元自治会等を指定管理者に指定して、管理運営をお世話になっておるところでございます。それぞれ法的な規制等がありまして慎重に検討する必要があるわけでございますけれども、民間等に委託して、施設の維持費等のコスト削減を図るとともに、また、その施設が地域活性化の拠点施設として活用が図られるように、状況に応じた対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今般の議会にも提案をさせていただいておりますけれども、特定郵便局での諸証明の発行業務を開始する方向で、今、準備を進めておるところでございます。各種団体、また民間との連携を図ることによって、より住民サービスの向上が図れることを模索していきたいとこのように考えておりますので、今後ともご理解、また、ご指導をよろしくをお願いを申し上げます。

次に、カンポリサイクルプラザの問題でございます。

これにつきましては、厚生常任委員会の方で視察等も含めまして、協議をいただいておりますことを十分承知いたしております。こういったなかで、今日までの指導検査体制に対しても問題があったんじゃないかというご指摘でございます。このご指摘を十分謙虚に受け止めまして、今後の厳格な対応をいたしていきたい、基本的に考えておるところでございます。

また協定書につきましては、先般もお答えを申しておりますけれども、業者、そして行政、そして川辺地区の区長会長さんと結んでおるわけございまして、この承認された内容を確約しておるということで、三者の共通認識をいたしておるということで重要なものであります。こういった当然、観点をもとに、今後、市民の皆さん方に不安を与えないような施策を講じなければいけませんし、この見直しにつきましての言及がございましたが、私は今、専門家会議で協議し、また指導していただいております内容、また今

後の試運転が行われたあと、第三者専門家会議で第3回目の会議を開いていただき、今後の方向についてご検討いただくというようなことを聞いておりますので、そういったことを踏まえながら今、京都府とも今後の対応につきましての協議を進めていくというふうなことで、やはり誠にこれを専門的な分野にわたることも多ございます。こういった技術的なことを含めまして十分に京都府と協議をし、住民の皆さま方に不安を与えないような監視なり、また検査等々、対応を考えていきたいというふうに考えておるところでございますし、今後とも住民の皆さま方のご意見、私も地元住民の皆さま方からのお話も十分お聞きしております。それぞれの課題につきましても、その改善、また防止に、市としても努力をいたしていかなければならないというふうに考えておりますので、何とぞよろしく、お願いを申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** いろいろな形で答弁いただいたんですけども、協定書に関する認識というのか、少し理解できないというところがございますので、何点か、それに絡んでご質問いたします。

先ほども言いましたけれども、平成14年11月6日の測定結果が基準値に近い数値ということで出ております。この数値はカンポの説明によりますと、当時、肉骨粉を焼却したということで、炉内の熱のバランスがとれなかったということから、このような数字が出たんだろうというような説明が、地元説明会の中であったというふうに聞いておりますが、そのあと通常であれば15年の11月に再び測定をするというのが、過去の設定からすると通常に思われます。ただ、このときに限り16年の1月の19日まで測定が遅れたということがございますが、肉骨粉を焼却をした期間はいつまでやっていたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

地元にはいろんな意見が出ております。いわゆる今回のダイオキシンの問題じゃなくて騒音の問題とか、臭気の問題やとか、黒煙の問題やとか、様々な問題が出ておりますが、このことについて、もう少しやはり南丹市として、業者にどのような指導をするのかという指導体制そのものが、明確に示されていないということを思います。特に協定書の中、いわゆる市長、先ほどからお答えになっておりますのは、京都府との専門家会議でということは、これはいわゆる法定部分の協議ということになります。ただ、その協定書は法律を超えた部分を設置のときに、この協定書を作ることによって、よりきめ細やかな住民の安全・安心を守るためのものがこの協定書ということになります。この協定書について、それぞれの法律に基づく数値等の内容もあります。しかし、この内容を確認ができてない、特にダイオキシン類についての確認ができてない、いわゆる基準値を超えたときのみ京都府が公表して、はじめて知ったということがございます。京都府はホームページ等に、この測定値をたえず掲載をしておりますが、いわゆる旧園部

町の担当の中でその数値すら確認ができてない、ということはこの協定書、当然川辺地区の住民の皆さんにすれば、行政よりもなおさら専門的な知識もない、先日の説明会では担当助役の方が地域の質問で、私は専門家じゃないので分からないということをおっしゃってございましたけれども、それはまさに助役そのものが専門的な知識を持ち合わせとは認識しておりませんが、助役という立場はやはり南丹市を代表して出ておってもらいますので、南丹市の中には専門家もおります。だから、そういうことでなく南丹市は住民を代表する立場で、なぜこの協定書に基づく確認が過去に何もできてないのか、その点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、やはり今回の試験運転を行うにあたって、この過去の状況を十分に踏まえて、南丹市としては今後どういう姿勢をするのだということを示すことが、住民が安心をすることです。これはいくら業者が言っても、住民はそのことを信頼して聞くところにはかなり無理があろうと。やはり佐々木市長が先頭になった南丹市が、今後どのような形で住民の安全・安心を守るのだと、その姿勢をやはり明確に示すということだと思います。決して法律上で専門家会議でやっていることを聞いているわけじゃないんです。協定書に載っていることを、どういう形で南丹市は守らせるのかということをお聞きしておりますので、その点、誤解のないようにご答弁いただきたいと思います。

**○議長（高橋 芳治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ご答弁させていただきます。

協定書と細目があるわけでございます。こういったなかで、当然、今回の事件に関わります対応につきましては、この協定書に基づいて対応をしなければいけない、ということになるわけでございます。そういったなかで、今ご指摘のございましたように、旧園部町時代に平成14年、肉骨粉の話は14年度に、今ちょっと詳細を持ち合わせておりませんので、いつからいつまでというのは確認できませんけれども、肉骨粉はそのように焼却いたしておりました。また今回の問題につきましては、当然この協定書に基づきまして三者の合意事項でございますので、これに基づきまして対応しなければいけない、ということでやっておるわけでございます。今日まで旧園部町時代も含めまして、運転内容や測定内容の報告を受けておったということは、町当局も事実でございますし、これを公表してなかったといえますか、いわゆる情報公開という部分で足らなかったということはあると思います。しかしながら、こういったことを踏まえまして、今後十分に住民の皆さま方、また市民の皆さま方に、ご理解をいただけるような対応をしていかなければならない、このように考えております。今、試験運転まででどうこうというお話のご提議がございました。私は今、十分その専門家会議におきまして、事件があったことに対して対応を考えていただき、また今後、操業するまでの間にやはり試験運転をして状況確認しなければいけない、こういうふうなことを京都府が専門家会議の方に委託され、検証をしていただいております。こういったなかで今も、今後のもし操業開始ということになりましたら、どういうふうな形の中でこの協定書に基づいて

あらゆる頻度等の内容も含めまして、どのように厳格な対応ができるか、今、検討を進めておるところでございます。検討委員会とは別だというふうなご意見でございましたが、私はやはり専門家の皆さま方のご意見を十分踏まえた上で、行政として対応するのが筋であるというふうに考えております。今、試験運転につきましては改善策の有効性、また、これによって完全に公害が防止できるというふうな、基準値以下になるということを確認するための手段でございます。当然このことがどういうふうな結果になるか、また、これによりましての専門家委員の考え方、新たに指導、規制が加えられるような状況があるのか、こういったことも踏まえまして、三者によって確認をしていかなければならない、そういったなかで厳格な対応を行政、市としてはやっていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 私の質問の答えにはなっていないというふうに、今のは認識しますけれども、私が言うてますのは、この協定書に基づくダイオキシン類0.1ナノグラムですか、このことが平成14年度に基準値に近い数字があったんですけども、このことは旧園部町は確認してないということですよ。これは厚生常任委員会の議事録を見てもらいましたら分かりますけれども、担当課からそれは認識してないと、つかんでないということは、協定書に基づく監視ができてないということなんです。これは南丹市で諮るわけにもいきませんし、京都府に毎年1回報告する義務がございますので、その義務に基づく報告が京都府に出ておるにもかかわらず、旧園部町ではそのことを確認してないということです。だから協定書に基づくこと、監視体制が今になっては南丹市ですけれども、旧園部町ではできてない。その事実を、やはり明確に市長の口から市民に説明をして、再起動というか、試験運転には臨むまでに市民にその姿勢を示すということが私は大切だと言うてるんです。それはもう専門家会議のことではないんですよ。南丹市の姿勢の問題です。そのことだけ一言、市民に向けてダイオキシンの確認をしていなかった事実、そのことはもう確実に出ておりますので、答弁していただいて答えていただきたい。今後そのようなことのないように、三者協定という立派な協定があるんですよ。これ以上のものないです。これをどのような形で南丹市がこれから守っていくのかと、守らせるのかということをも市民に向けて、ご答弁いただきたいということです。

**○議長（高橋 芳治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 平成14年当時の園部町における状況、担当者レベルでは認知しておったけれども、文書として残ってないというのが事実なんです。やはりこういう点で基準値以下であったという甘い認識があったんじゃないかということも、推測されるわけでございますけれども、今後のこのような事実、公文書として残ってないということはやっぱり問題でもございます。こういうことも踏まえまして、それぞれどうい

うような形で市民に知らせていくかということも含めまして、十分な検証をしていきたいとこのように考えております。14年の当時の公文書としていただいていたのか、それ自体がないのか、今のところ不明でございますけれども、実際、現在としてその状況報告についての書類が残っていないということは事実でございますので、その点も十分反省をいたしまして、今後厳格な対応をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 次に1番、仲絹枝議員の発言を許します。

**○議員（1番 仲 絹枝君）** 皆さん、こんにちは。

私は日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので通告書に基づきまして質問させていただきます。

思えば、昨年3月議会は私たち議員同様、住民の皆さんに選挙で選ばれた市長が逮捕され、新生南丹市としては汚点を残してのスタートとなりました。2年目にして通常どおりの3月定例会が開催され、一般質問できることに期待と不安を感じております。質問時間の制限も受けながら、皆さんの切実な願い、ご要望、声なき声をお届けしたいと思っております。

では早速、市長の基本姿勢、バスの問題、子育て支援の3点について質問をさせていただきます。

まず、市長の基本姿勢について質問いたします。

市長は昨年6月議会での施政方針演説の中で行政の透明性確保の観点から、情報公開の重要性を認められ、具体的な中身でご答弁がありました。また、昨日の同僚議員の様々な角度からの質問に対しましても、情報公開を強調されていたようにも思います。そこでお尋ねいたします。市のホームページの中に『南丹市政へのご意見箱』がございます。利用案内に市政への意見・提言を聞くもので回答や質問などの掲載はしないとなっておりますが、これまで寄せられた意見がどのようなものであったのか、また行政にどう反映されてきたのかを、この機会に紹介していただきたいと思っております。この南丹市では、まだまだ利用者は少ないかもしれませんが、情報の提供、情報の入手、共有の手段としてインターネット・ホームページは徐々に市民権を得ていると思っております。そんななかで利用者からの、この南丹市のホームページは内容が少し不十分だとの声があがっております。お隣の京丹波町、亀岡市のホームページはかなり充実していると思っております。ご意見箱についても亀岡市がしているように、せめて住民と行政がキャッチボールできるようにするべきではないかと思っております。市長の情報公開に対する現状認識、今後の情報公開のあり方について、お伺いしたいと思っております。

旧八木町時代のホームページには予算書や決算書が掲載されていたとも聞いております。先進的だったと思っております。自分たちが支払った税金がどのように使われようとしているのか、住民の代表といわれる議員が議会でどんな質問をして、市長がどう答えているのか、あらゆる手段で可能な限り公開すべきと考えますがいかがでしょうか。例え

ばホームページに議事録の掲載、審議会の様子、市が取り組んでいることなどを行事のお知らせのほかにも、市政全般を広く住民に公表していく必要があると思いますが、いかがですか。自治体のトップにある市長が厳しい財政状況にあると、住民代表である議員の質問に答弁されております。厳しい財政状況の中で住民一人ひとりができることはなんなのか、分かりやすく現状を知らせてこそ、市民と行政が手を携えて南丹市を築くことができるのではないのでしょうか。市長のおっしゃる開かれた市政実現のために、これまでどのようなことを行ってきたのか、また今後、何を実施するお考えなのか、具体的な中身でのご答弁をお願いします。

次に八木町のバス問題について、質問いたします。

私は毎回この件につきまして質問してまいりました。少しずつ進展しているとは思いますが、合併して1年以上経ちました。そろそろ住民の皆さんにとって、これで暮らしの交通手段が確保できた、合併して本当に良かったと思っていただけるような具体策をお示ししていただきたいと思います。そこで南丹市公共交通機関に関するアンケートの調査結果について、お伺いします。アンケートの結果をしてみると、様々な項目で質問されていますが、特に私が注目した項目について、はじめに少しだけ紹介させていただきます。公共交通のあり方についてどう考えるかの問いに対し、高齢化社会や環境問題に対応していくには積極的に公共交通を利用すべきが47%、自家用車・鉄道・バス・自転車などとの乗り継ぎがスムーズにできるよう公共交通を利用しやすいように44%という回答率でした。またアンケートの自由意見欄にも様々な意見が寄せられています。「通学に利用する唯一の公共交通機関なので、もう少し本数を考えてほしい」「時間待ちするにも場所がなく、家族の送迎になり定期券を持っていても役に立ちません」10代の方の大変切実な声です。またアンケート以外にも少し住民の声を紹介したいと思います。「高齢者の方がお金を引き出しに行くのにも近くに金融機関がなければ、お嫁さんや娘さんに頼まなければならず、とても気を遣う」「遠方に住んでいる実の母親の法事にも足が確保できず、行きたくてもいけなかった」などお聞きしました。私は早く何とかしてあげなければという思いにかられました。年金ぐらい誰にでも遠慮せずに自由に下ろしたい、ついでに少しだけ買い物をして帰宅する、こんな当たり前のことをするために、多くの方がバスの運行を心待ちにしております。こういった住民の皆さんの声に対して、市長はどのように感じ応えていくのか、明確なご答弁をお願いします。

また今回は八木町のバス問題につきまして、大きな動きがございました。私を含む八木町選出議員が全員紹介議員になりまして、現在はバスが走っている神吉地区を除く各区長会長さん、自治会長さんが請願者となり、『南丹市八木町域内に市営バス運行を求める請願書』が提出されました。また去る2月23日には各区長会長さんより市長に要望書も提出され、議員全員同席して市長に陳情いたしました。住民の代表として発言された区長会長さんの言葉の重みを、市長はどのように受け止めておられるのか、この請願や要望を受けての、今後の対応や計画をお伺いしたいと思います。

これまで議員をはじめ住民や関係機関の代表の方で、バス交通整備計画検討委員会もたれてきました。検討委員会の中での具体的な議論の様子、進捗状況、そして今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。新生南丹市の2年目のスタートのこの3月議会で、八木町の皆さんの悲願であるバスをいつ走らせるおつもりなのか、明解なご答弁をお願いいたします。

また南丹市全域のバス交通のあり方、考え方、そして具体的な計画と実施に向けての日程なども示していただきたいと思います。通院や買い物など暮らしの足としての公共交通の充実を、多くの方が合併後の自治体の首長に求めておられます。市長の心あるご答弁をお願いいたします。

三つ目の質問です。

これも昨年6月に一度質問させていただきました、すこやか子育て医療費助成制度についてお尋ねします。

やはりこの制度、多くのお母さん方から使いにくいという声がございます。本来支払わずに済むべきものを窓口で支払うことでの負担感、償還払いの手続きにわざわざ役所に行かなければならないという現状に対して、改善を求める声があがっています。多忙なかで申請を忘れ、時間がなく申請をあきらめたという話をよく聞きます。昨年の6月議会で市長は南丹市独自の施策として実施しており、お手をかけることは承知しているが、制度の趣旨を理解し活用してほしいという答弁をされました。全国にも誇れる子育て支援の制度の充実、使いやすさを住民が求めるのは当然だと思いますが、市長はどのように思われますか。窓口での無料化ができない理由を具体的に、ご説明願いたいと思います。

市長の誠意あるご答弁、まずはお願いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 仲絹枝議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 仲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず情報公開について、ご質問がございました。

市のホームページ、『市政へのご意見箱』にどのような質問が寄せられているか、昨年5月からスタートさせまして10ヶ月が過ぎたところです。先月末までに58人の方から69件のご意見をいただいております。私も逐一届きますと読ませていただきまして、まさに様々なご意見がございます。施策に関することや、また子育て、福祉に関すること、職員のこと、また、それぞれそのときの話題について、また事件についてのご感想なり、市の対応に対するお話など、それぞれあるわけでございます。ただ、この内容の公表というのは、やはり若干問題もあるというふうなことで、今、公表はさせていただいていないということも事実でございます。そういったなかで私どもはすぐに実現

可能なもの、また、それぞれ協議をしなければいけないもの、また実現不可能なものというのは実はいろいろありまして、ただ市民の皆さま方の思いというのは十分に真摯に受け止めながら、この行政推進に取り組んでいるところでございます。それぞれ私もその事案につきまして、担当課で対応できることは速やかにするように指示しておりますし、今後の施策に生かしていかなければいけないことは十分に踏まえまして、生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。全般的に情報公開ももっともっとすべきじゃないかと、私も実はできるものならすべてしたいというふうに考えております。今そういったなかで取りまとめております行政改革プランの具現化の中にも、このホームページをはじめとする公聴広報機能の充実、これをもっともっと図っていきたいというふうに考えておるところでございます。市民の皆さん方、また議員各位のご意見を十分お聞かせいただくなかで、その充実に努めてまいりたいというふうに考えております。また今日まで市の広報誌や、またホームページによりまして、市の施策、財政状況、給与の状況等の情報を公開をできる限りしてきたわけでございます。まだまだ足りない部分多くございますし、またホームページの公開という部分につきましては、十分にされてないというご指摘をいただいておりますのも事実でございます。それぞれのご意見がございすけれども、皆さま方のご意見を十分踏まえながらホームページ、また広報の充実、情報公開の充実に図っていきたいというふうに考えておりますので、ご意見、また、ご要望を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、バス問題でございます。先ほどご指摘のいただきましたように、2月21日付けで八木町各地区区長会の会長さんをはじめとする皆さんからの要望書につきましては、八木地区から選出されておられます全員の議員さんがご同席いただいて頂戴いたしました。また、3月5日付けでは西地区の区長会長さんをはじめ各区長さん連名で要望書を頂戴いたしております。当然この要望書につきましての思い、大変強いものを思っておりますし、私どもも八木町内の皆さま方とお話をしておりますと、ほかそれぞれ旧3町については今日まで市営バス、また民間交通をはじめとして走っておるのだが、神吉線しか走っていないのは何とかならんか、というふうな強いご要請をいただいております。こういったなかで、今、検討委員会におきまして鋭意審議を進めていただいております。先ほどご紹介のございましたアンケート調査でも様々なご意見をいただいております。私は今後のバス交通についての貴重なデータを頂戴できたなど。また、それぞれの市民の皆さま方の思いも実感させていただいております。南丹病院への通院、また日常の買い物に行く手段として、バスに対する強いニーズがあるということも認識させていただいております。バス交通整備計画検討委員会、こちらの方で論議を進めていただいているなかで、こういったアンケート結果も生かしていただいております。今、旧八木町内において、この検討委員会にご提示させていただいております一つの件といたしまして、園部駅西口から室河原、新庄を経て南丹病院を結ぶ路線の確保につつまし

て、ご提案を今検討委員会の中でさせていただき、ご検討をいただいております。このことについては3月の検討委員会において報告書作成を行い、検討委員会の報告に基づき必要な事務手続きをすることによって、具現化していくことになると思います。実際の路線開設ということになるまでは、数ヶ月が要するというふうなことになると思いますけれども、まず、この路線につきましても、ひとつ試行という形にはなると思います。そういった形での運行を考えておるところでございます。こういったなかで私は、やはり先般のご質問の中でも申しましたように、厳しい財政状況の中、当然、福祉とか地域活性化という面で考えていかなければならないところがあるわけでございますけれども、ただいま申していただきましたような住民の皆さん方の強いニーズもありますし、また住民の皆さま方が多く活用いただく、これによって、いわゆる市からの財源ができるだけ少なくできましたら、もっともっと多く走らせることもできるというふうに考えておるところでございます。こういった意味におきましては市民の皆さま方にバス利用、公共交通機関の利用というのをもっともっと働きかけていかなければならないし、また地域自治会をはじめとする市民の皆さま方にもその啓蒙につきましてもご協力を賜りたいというふうに考えておるところでございます。特にこの南丹市全体のバス交通網につきましても、今南丹市営バス、日吉、美山、また八木では先ほど申し上げた状態、園部においてもぐるりんバスとか、またJRバス、篠山市との共同運行をしております福住園部間のバス、様々な形態が旧町から引き継いであるわけでございます。こういったなかで、先ほど申しましたような採算性の問題も十分あるわけでございますので、十分そういうようなことを加味しながら、この全域として、全市としての運行につきましても検討委員会で協議を行っていただく、これによって充実を図っていきたいと考えております。私は一つの目途として21年春、山陰線が園部まで複線化する、この時期を一つの目安として、このバス交通網の構築を考えていかなければならない、このように考えておるわけでございます。当然、バス運行の運営面また経費の問題、バスの自体の問題、それぞれの課題があるわけでございますけれども、何はともあれ市民の皆さま方のご理解によりまして、多くの皆さま方がバスをお乗りいただくような体系を構築していきたいというふうに考えておりますので、格別のご理解、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

子育て支援の子どものすこやか子育て医療費助成制度、ご承知のように0歳から5歳までの乳幼児の窓口負担につきましては京都府の医療制度、また6歳から18歳までの小・中・高については市独自の制度として行っておるわけでございますけれども、当然、この市として行っておる独自事業でございます。私は素晴らしい制度であるというお言葉を市民の皆さま方からお聞かせいただくわけでございます。こういった先般の議会でも申し上げましたが、独自の制度でございますので、その趣旨を市民の皆さま方が十分ご理解いただく、償還払いという手続きが大変面倒だというようなお声も十分承知しております。しかしながら、この現在の運用制度、実は市独自でやっておりますので、他

の制度による給付との関係もありまして、一括して償還払いをはずしてしまって窓口払いにするということになると、大きな問題が生じてまいります。このこともございますがこういったことを含めまして、やはり市としての独自施策としてやっておるということを市民の皆さま方にご認識いただくなかで、活用をしていただきたいというふうに考えておるところでございまして、当分の間、それぞれ今、合併後この施策が取り入れられた地域もあるわけでございますけれども、啓蒙に努めるなかでこの施策を活用していただきたいというふうに思っておりますが、現時点で償還払いを変更する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

**○議員（1番 仲 絹枝君）** ご答弁ありがとうございます。

時間がないので1点、2点だけ言わせてもらいます。

情報公開につきまして手元に亀岡市のホームページの中に平成18年度予算、かなり詳しく、また分かりやすいホームページ上にその予算書などが掲載されています。こういったご努力をお願いしたいと思います。これまで南丹市、担当はどのところで、どの部署でやられていたか、1点質問させていただきます。

2点目ですけども、バスの件も本当に前進したかなという思いがありますが、くれぐれも赤字が出るからバスはもう走らせないという姿勢というか、そういうことだけは住民を切り捨てるような、交通弱者を切り捨てるようなことだけはしてほしくないなという思いでいっぱいでございます。

3点目ですけども、施策の活用を医療費の制度ですけども十分に理解をしていただきたいということですが、住民にとっては使いやすい制度があって、本当にはじめて南丹市として本当に住んでいて良かったなと思うのが事実だと思うんですけども、そこら辺で、もう少し利用しやすい制度に工夫されてはいかがでしょうか。具体的にありましたらご答弁いただきたいと思います。

あちこち行きますけども、バスの問題、本当に試験運転までこぎつけたようでございますが、仮にこの路線、提示していただきましたこの路線でどういったことが生じて、要は検証ですけども、どういう形でこの路線を今後決めていくのか、利用がある、ないにかかわらず、とにかく路線の決定であり具体的な運行に向けて、南丹市全域の交通網を充実さすという視点での、もう一度バスの問題に対する考え方、市長の優しいご答弁をお願いしたいと思います。

本日、多くの方が傍聴されて、このバスの問題、八木町だけじゃないと思うんです。利用しにくいとか、いろいろな声があると思いますので、本当に南丹市としてJRの問題、市長おっしゃっておられましたが、それにアクセスする交通手段でございます。どうか心あるご答弁をお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 市のホームページの担当は企画情報課でございます。ただ今亀岡の先進事例と申しますか、ご参考になることをご紹介いただきましたが、それも含めまして、もっともっと充実させていかなければいけないというようなことを考えておりますので、今後ともご意見を賜りますように、お願いを申し上げる次第です。

次に、窓口払いの件、先ほど申しましたように実は他の制度による給付措置というのがあるんです。この関係もありまして、一元的にやることが不可能であるという課題もあります。それと、やはりそういう趣旨を踏まえながら十分に活用していただきたいという思いはあります。そういったなかで、今、役所に来ないとできないというのが事実でございますし、また、もっといい方法があればということは検討を続けていきたいと思いますが、現時点では現行のままやらせていただくというふうな形で考えておるところでございます。

次に、バス路線でございますけれども、これにつきましては、実は先ほど申し上げましたような運行体系が様々ございます。そういったなかで、やはり免許制度によってやられておりますので、勝手に路線変更もできませんし、それぞれの運行业者と申しますか、運行体系ということを十分勘案しながら検討していかなければならないという問題があります。また実際スクールバスという部分が大変大きいんですね。これを運行するというのが一時的にはじまった制度であります。市営バスにつきましても、それを基本としてダイヤ編成等行っております。こういったなかでやはり、もちろん赤字が出ない黒字路線というようなことでありましたら、民間交通網が十分それで活用できるわけですので、それができないんで市営バスなり、補助金を出しておるわけでございます。先ほども申しましたように福祉、また生活維持という部分もありますので、十分その辺を踏まえながらやっていかなければいけませんけれども、やはり今の財政状況の中で財源の方も考えていかなければいけません。そのためには多くの皆さん方に乘っていただける、また乗ることに協力していただけるという体制の中でこのバス路線も、先ほど申しました運行状況、ダイヤ面、それぞれの観点から図り、検討し、バスの検討委員審議会の皆さん方のご審議を煩わせながら、もっと広げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 仲絹枝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

2時20分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

**午後2時06分休憩**

.....  
**午後2時20分再開**

**○議長（高橋 芳治君）** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に7番、橋本尊文議員の発言を許します。

○議員（7番 橋本 尊文君） 皆さん、こんにちは。

議席7番の橋本尊文でございます。議長の許可を得ましたので、通告にしがいまして質問をさせていただきたいと思っております。

昨年12月に改正教育基本法が成立をいたしました。個の尊重をうたう教育基本法は制定から59年を経て、公の精神を重視した改正教育基本法に転じたわけでありまして。愛国心条項が明記され、家庭教育においては保護者が子どもの教育に一義的責任を有すると規定をされました。また学校・家庭・地域住民の連携と協力をもうたわれ、併せて教育行政においては法律の定めるところにより行われるべきものと、法の遵守を全面に出しています。1月の教育再生会議の第1次報告では、ゆとり教育の見直し、授業日数の10%の増加、いじめている子どもに出席停止制度の活用、教員免許に再更新制を導入する教員免許法の改正、教育委員会を外部評価する第三者機関を設置するという地方教育行政法改正、副校長・主幹職の新設という学校教育法改正が提出をされました。すでに教育3法改正案は国会に提出され、わが国の教育制度もいよいよ大きく変わろうといたしております。これらの問題は国会審議に委ねなければならないものでありますが、こと教育にかかわる問題でありますだけに、地方におきましても私たちは注意深く推移を見守らなければならないと思っております。そこで私は教育の現状と実態を理解するために、小学校と中学校を1校ずつ訪問をし、校長先生と面談をし、授業参観をさせていただきました。断片的ではありますが、学校の様子を垣間見させていただきましたので、少し報告をさせていただきます。小学校では園部の名人に学ぼうという学習で、保護者の大工さんが講師として課外授業され、子どもたちは生き生きと目を輝かせていました。またフリータイムでは読書ボランティアによる読書会が開催をされ、多くの児童が参加をし、通常の授業とは一味違う親しみのある雰囲気を感じることができました。これらを通じ、保護者の方々の学校に対する積極的協力体制、自らが子どもたちの教育にかかわっていかうとする意欲を感じることができ、心温まるものがございました。学校も家庭との連絡を密にするための学校便りといったものを数多く発刊をし、学校の様子をつぶさに伝え、信頼関係の構築に努力する姿勢は十分なものでありました。大半の学級を参観をさせていただきましたが、先生の情熱と子どもたちのやる気も伝わって、有意義なときを過ごせました。中学校では多感な成長過程である中等教育の緊張感はありましたが、各学級とも落ち着いた雰囲気で授業が展開をされており、生徒と先生の信頼関係も伝わってきました。また特別支援教育に対しましても積極的取り組みをされ、保護者と協力をするなかで適切な教育指導を行っていることを理解をしたところであります。教育計画を拝見をするなかで基礎的学力に対する課題、あるいは対人関係に問題のある生徒、そして家庭環境に複雑な背景のある生徒など、多少の問題点は課題はあるといたしましても、主体的に行動をし、自立する生徒の育成を目標として、校長先生をはじめとして各先生方の努力する意気込みを感じることができました。両校を参観をして感じましたことは、自ら学び、考え、行動できるなどの生きる力を育成し、学力の充実・向上

を図るという南丹市の平成18年度教育方針を積極的に実践をされ、学校運営に努力されているということでありまして、大変頼もしく、また嬉しく感じたところでございます。このような学校の現状を踏まえた上で質問をさせていただきます。

まずはいじめの問題であります。

12月定例議会において、南丹市では現在、いじめの事例は報告を受けてないとの説明を受けました。過日、私が訪問をいたしました2校の校長先生は具体的な事例は生じていないが、いじめの芽というものは根絶をすることができない、芽が出た時点で正確に把握をし、芽を摘むことが大切であるというふうに言われました。まさしくそのとおりであります。そのためには教師と児童との信頼関係及び児童相互間の好ましい人間関係が大切な事柄であります。かつて学校における職員室の位置は、必ず運動場が見える場所にあったというふうにいわれています。これは授業中だけではなくて昼休み、放課後にもグラウンドにいる子どもたちを注意深く見守るためとのことであります。現在もそうであろうというふうに思います。このことから示唆するように、子どもに対する温かい愛情といったものが最も必要な事柄であります。いじめは人間性の否定につながります。この問題は学校・家庭の問題、あるいは社会的要因、子ども間の確執など、様々な要因が複合的に重なった結果であり、一朝一夕の解決といったものは不可能であります。南丹市においては小康状態を保っているとのことですが、いつ発生をするかもしれない素地はあるわけでありまして。比較的落ち着いた学校状況の現在におきまして、冷静かつ適切に学校と家庭、地域社会の連携を深めるなかで対策を講じなければならないと思います。現在のいじめに対する対応、あるいは将来の対策につきまして、お聞かせをいただきたいかと思っております。

次に、学校と家庭、地域社会との連携についてであります。

改正教育基本法においては、保護者は子どもの教育については一義的責任を負うというふうに明記をされています。これは私も当然であると考えます。戦後の個人主義的思考の増大の中で、権利は主張するが、義務の履行についてはおろそかにする風潮が顕著となってまいりました。このような社会状況の中、親の過保護、近視眼的な見方、そして学校に対する過度の期待、依存体質といったものは、今一度考えなければならないときであります。そして学校・家庭・地域住民は教育における役割と責任を自覚をし、相互の連携と協力を努めるものとするというふうにならなければなりません。教育におきましては学校と家庭は車の両輪であります。ともに機能してこそ子どもたちのすこやかな成長が望めると思います。ゆとり教育の見直しも話題にあがってきているときであります。学校も家庭も受動的対応ではなくて、役割分担を明確にするなかで積極的、能動的な行動が必要とされているときであります。学校と家庭の連携の主体的行動といえますか、実務的行動につきましては学校に委ねられることが多いかと思っております。どのような具体的活動が行われておられるのか、またできるのか、そして連携を深める活動を進めていくなかでは、加配教諭の増加といったことも必要であります。もしそういったものが

可能であるかどうかについても、伺いたいと思います。

地域との連携も重要であります。かつては地域の教育力は確固たるものがございました。地域にはなごやかな空間があり、お互いに理解と共感を深める場がありました。昨今の核家族化の進行、それから新興住宅地の増大は住民相互間の意志の疎通の希薄さにつながり、地域力の低下が叫ばれるようになりましてから久しいものがあります。南丹市では昨年12月に南丹市行政改革大綱を作成し、市民と行政が手を携え、ともに知恵を出し合う市政運営改革に着手をいたしました。キーワードは協働であります。教育分野においても地域力の回復は必要不可欠な要素であります。その点に関しまして、どのように対応されていくのかについて、市長、教育長の答弁を求めたいと思います。

次に、学級編成について尋ねます。

南丹市においては園部・八木中学校では1クラスが35人から38人のクラス編成であります。都市部のクラスに生徒数が多く偏りがあるのは歴然といたしております。過日、中学校を訪問いたしましたときも36人学級の現状といったものを見ましたら、やはりゆとりのなさを感じました。同時に少人数授業の推進策として、全学年で行われている英語・数学の20数人のクラスを見学をし、先生と生徒のつながりの豊かな授業も体験をいたしました。中学生は大変多感な年頃であり、その行動は注意深く見守らなければならない時期であります。先生と生徒の相互の信頼関係を重視をしなければなりません。理解と連携を深めていくためにも、適切な規模の学級編成が必要とされます。京都市では19年度より中学3年生の30人学級が行われることが決定をいたしております。財政難の南丹市におきましても、現状を少しでも緩和できるような施策はとれないかについて、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で、私の第1質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 橋本尊文議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、橋本議員のご質問にお答えいたします。

学校・家庭・地域社会の連携、まさに教育基本法の理念でございますこのことは、大変重要なことであるというふうに考えております。とりわけ先般のご質疑にもありましたように地域力、この部分というのは大変これから重要な観点だというふうに考えております。私もこの市政の一つの柱として公教育の振興、このことを掲げております。学校教育の振興をさらに進めるために、この改正基本法、具現化に向けてのいろんな法制度の整備はこれからということになっておりますが、この基本理念の中での地域力の向上、これにつきましては今後とも取り組んでいくなかで、これが学校教育の振興にも生かせるように努力をしていきたい。この具現化につきましてもそれぞれ課題もありますし、またどのような方向でやっていくのか、この点につきましては教育委員会と十分連携を強めながら、また市民の皆さま方のご意見、また地域の皆さま方それぞれ、先ほど

の授業のご紹介でもございましたが、それぞれの地域によって特性もあると思いますので、そういったことを生かしながらやっていく方途、また市の当局としても教育委員会と連携をしながら進めていきたいと考えております。

また、いじめのことにつきましては、これは学校内部で起こることだけではございません。学校の外においても起こり得ることでございます。こういったことにつきましても、もちろん家庭も大事なことでございますけれども、こういったなかでも地域社会の存在というのは大変重要なものがあると思います。このいじめの問題につきましても子どもだけと違って、高齢者の方々の虐待というふうなことも、今、大きな課題となっております時代でございます。こういうことも総合的に踏まえまして、市当局としても教育委員会と連携を深めて、この課題にも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後とものご指導、また、ご指摘をよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 皆さん、こんにちは。

橋本議員のご質問にお答えをいたします。

いじめ問題にかかわってであります。いじめは一人ひとりを大切にする生命や人間性の尊重はもとより、人権認識の観点からも許すことができない行為である。このことを前提として、各学校では生徒指導、人権教育の充実性を期しているところであります。生徒指導の問題については、議員ご指摘のとおり早期発見、早期対応・指導は防止及び解決にとっては不可欠なことであります。そのため、児童・生徒の変化にいち早く気づくアンテナ的な機能が学校教員に求められている、このように思います。このことを踏まえて、学校は次のようなことを重点的に取り組んでおります。大事にしているのは朝の子どもの状況の把握であります。朝の出席状況を確認し、欠席者や遅刻者の把握等を家庭連携などを行い、児童・生徒の状況把握に努め、同時に変化もそのことで見てとれるようにしておる状況でございます。場合によっては家庭訪問をして登校を促すなど、このことも実施しているところであります。また朝の学級活動における健康観察など状況把握を行い、変化の兆しに対応できるようにしているところであります。とりわけ休日明けの状況把握、このことについては重視をしているところであります。さらに日常的な声かけなどをするなど、子どもとの信頼関係の育成と、生徒指導上の問題に配慮して、指導・支援に心がけているところであります。そのなかで生徒指導上の問題行動が発生した場合につきましては、迅速に、そして適切な指導や援助ができるように努めているところであります。一人の先生が抱え込むことなく、学校の組織体として取り組むことを確認しているところであります。このことを基本にしながら、学校は生徒指導機能が組織的に発揮できるよう、小学校の多くでは週1回程度、各学年の取り組みや子どもの状況の交流、大規模校や中学校では生徒指導部会並びに学年会を開催をし、状況の交流を行い、きめ細かい指導ができるようにしているところであります。さらに気にな

る児童・生徒の状況に対しては家庭訪問を行うことを奨励し、家庭・保護者と学校の連携を密にし、状況把握と子どもに対して適切な指導・支援が行えるよう努めているところでもあります。また指導体制の充実ということに関しては、相談活動が重要であります。中学校単位でスクールカウンセラーを週1日配置し、専門的な見地から相談に応じ、また学校ではカウンセリングマインドを大切にして、子どもや保護者の相談に気楽に応じられるようにし、必要に応じて面談や懇談をするなどの相談活動を進めているところでもあります。また相談先を学校外に求めることができるように、総合教育センターや法務局関係の相談窓口の電話番号を全児童・生徒に案内しているところでもあります。

続きまして、学校・家庭・地域社会の連携にかかわってでございます。

議員ご質問のとおり、昨年12月に教育基本法が改正をされて、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力ということにかかわりましては、学校・家庭及び地域社会の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする、その重要性がうたわれているところであり、このことにつきましては我々もその必要性を十分認めているところではありますが、この教育の目標を実現する上で学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力が重要であることにかんがみて、新たに規定されたものであらうと思っておりますが、やはり議員ご指摘のように、それぞれの役割を明確にする。そして、それぞれの主体性を尊重して進めるべきであると思っております。そのことを踏まえ、今日的な課題解決に向けた役割が明確になるような研修と学習機会の提供を行いながら、その主体的活動を支援することが教育行政に課せられた役割であると、このように思っております。具体的には指導の重点等の作成において、家庭教育の充実強化に配慮して、その策定にあたりこの方針に基づきながら、それぞれ学校教育並びに社会教育で具体的な施策を展開をしてまいりたいと思っておりますし、また本年につきましても、そのことでいろいろな状況での取り組みを展開してきたところでございます。そのことでは先ほどらい、学校訪問をしていただきまして、具体的な状況をお伝えをいただきました。そういうことも踏まえまして、ここで重複をして述べることは避けさせていただきますが、さらにこの現状の取り組みを拡充し、また課題を明確にするなかで、この展開を進めてまいりたいとこのように思いますので、何とぞ議員各位におかれましてもご指導、ご鞭撻をいただき、それぞれの立場でご支援賜りますよう、お願いするところでございます。

続きまして、学級編成にかかわってでございます。

小・中学校では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」ということで、1学級40人と定められておりますので、このことから児童・生徒が35人以上40人未満というような状況は当然、起きてくる状況にあります。このことに対しまして、南丹市としては個に応じたきめ細かい指導を行い、教育効果や成果をあげるべく、京都府教育委員会と連携、指導のもとで、京都式少人数教育の施策を活用することと、市独自の施策で対応しているところでもあります。小学校においては少人数指導

にかかわる加配教員配置をお願いし、少人数学級編成指導に充てるということで、35人を超えることのない、そういう学級編成に努めているところでありますが、中学校においては小学校と同様に行うことは教科指導時間数の増加に伴って、人的配置を現行の定数法の下では困難であります。そういうような状況で、次のような個に応じたきめ細やかな指導が実施できるようにしております。その一つは議員もご質問の中で指摘いただきました、京都府の施策を活用した1年生の英語と数学は学級を分割をして授業をする。そして加配並びに市独自の学力補充加配等も活用しながら、2・3年生につきましても、該当の学校におきましては英語・数学において少人数指導を実施し、また学校の課題解決を図るために加配教員の配置をお願いし、T T指導や選択教科での習熟度学習等を導入し、指導の工夫改善に努めているところでございます。そういう状況の中で連携のところで、加配の配置の増加が可能であるかというご指摘ですが、児童・生徒支援加配という状況で、活動を支援をするというそういう加配の配置も行われておりますので、課題に沿っての活用になろうかな、このように思っております。大変財源厳しいおり、配置確保ということは大変困難であります、課題解決に向けて努力をしてまいりたいと思います。そのような状況の中で学習活動、とりわけ家庭学習の推進にかかる指導等を行う、そういう状況の環境整備も進めておるような状況でございます。そういう状況の中で、京都府と南丹市が併せて補完するようなそういう状況の中で、取り組みを展開をしているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

橋本尊文議員。

**○議員（7番 橋本 尊文君）** ただいま教育長よりいじめの問題につきましても、対応につきまして説明を伺いました。学校の努力は十分認めるところでございます。一方でいじめの問題というのは、大半が学校現場で起きているわけでございます。昨今におきましてはインターネット上のいじめといったものも多発をしておりますけれども、その中心はやはり学校であろうかというふうに思います。そういった観点にたちまして、私は2点お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それは1点は教員の意識の問題でございますが、過日、NHKのいじめ特集番組を見させていただいておりました、そのなかで教師の努力によっていじめの深刻化は防げるかという問いに対しましては、先生の回答は50%が防げるというふうな状況でございました。また、いじめ問題につきましては、いじめられている側にも問題があるというふうに答えた先生方、アンケート調査では51%ということでございまして、これは若干気になるところでございます。私たちは家庭環境の希薄さ、また地域の環境の悪化といったものを十分認識すべきであります、また、そのような状況の中で、子どもたちのすこやかな成長といったものに悪影響を与えておることも事実でありますけれども、やはり学校現場での教師の方々の意識の問題といったものは、若干気になるところでご

ざいまして、これは一般論ではありますけれども、教育長の見解といったものを一度伺ってみたいと思います。

それから、もう一つは教育再生会議の中で、いじめている子どもたちの出席停止の制度の活用というのがございました。これは私は複雑な根を持ついじめの問題にあっては一時的な解決にはなるかもしれませんが、やはり基本的な解決といったものにはならないかというふうに思います。それぞれ個別の事例といったものを真剣に、そして積極的に精査するなかで、それぞれ対応をしていかなければならないかというふうに思っておりますが、この点についても、教育長の考えといったものを聞かせていただいたら嬉しいかというふうに思います。

それから、学校と家庭と地域との連携ということについてでございます。確かに重要な問題であるわけですが、私は1点提案をさせていただきたいというふうに思います。それは団塊の世代の活用ということについてでございます。戦後の日本経済の復興といったものに中心的役割を果たしていただきました。その知識と経験といったものは現在の社会におきましても、大変必要な事柄であろうかというふうに思いますし、またそういった方々の社会復帰といったものは社会に対する活性化、あるいは潤いのある社会づくりといったものにつながってこようかというふうに思います。学校現場におきましてもこういった方々の知識、経験を生かす場がないか、あるいはまた授業におきましては、オピニオンリーダーとしての地域の活性化に向けて活躍する場はないかということにつきまして、伺いたいと思います。

それから、学級編成についてでございますが、これは南丹市の将来を担う人材育成の場であります。それだけに教育環境の整備といったものは大変必要なこととございまして、財政難のおりではありますけれども、未来への投資といったものは決しておろそかにしてはならないかというふうに思っております。長期的な視野に立って、現在でもそういったものを一歩でも進めるような施策はとれないかについて、お尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

**○議長（高橋 芳治君）** 牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 4点ばかりご質問があったかと思いますが、順次お答えをさせていただきます。

一つは、いじめにかかわっての教員の意識ということですが、やはりいじめに対する認識ということが大変重要な状況であろうとこのように思います。先にも申し上げましたように、やはり人権上の問題というような状況で、あってはならないという、起こしてはならないという、そういう認識を、やはりそれぞれ一人ひとりの教師が持つべきであろう、やはり他人の痛みが十分に理解ができるという状況、そして、そういう行動に走らないというような状況というものを、やはり強く持った上で子どもの状況を見つめる、そのなかで、その変化に気づいて子どもたちの状況の内面理解に入り、そし

てこのことをやはり指導をするという状況が必要ではないかなと、そういう意味合いでは、やはり価値観と結びついているという状況であります。そういう意味ではただ罰するだけでこのことは処理ができないと、そういう意味では考え方の変更といいたいまいしょうか、考え方を変えていくという状況で、やはり人権尊重、あるいは命を大事にする、あるいは他人の痛みが十分に分かった上で、自分を律することができるというような観点を十分に持った上で、やはり子どもたちとの日常生活に対峙するということが必要であろうと思いますので、そういう面では議員ご指摘のとおりであろうかと、このように思います。ただ、いじめられる側に問題があるというよりも課題といいたいまいしょうか、例えば自分の身の回りの生活が十分に律することができないが故に、人と生活をしていくときに、たとえば少し匂いがしてみたりというような状況があると思いますが、問題でなくて発達上の課題という状況で捉えまして、やはりこのことは個別指導で解決していくべきだと、このことが排除の理由にはならないという状況で、十分にこのことについては対処するべきであろうと、このように思います。

二つ目につきましては、出席停止という状況であります。

今日いじめの事例ということになりましたら、非常に深刻な例ということで、いわゆる暴力行為ということで、従来、学校が荒れてきたような状況の中での暴力行為に発展をしている、あるいは恐喝まがいということで社会的な犯罪に結びついているというような状況もあって、多くの他の生徒に迷惑をかける、あるいは児童に迷惑をかけるという状況もあって、学習権の保障ということがなかなかできづらいというような状況につきましては、学習権の保障を確保するという意味では、一時的にそのような措置をとるという状況はあって然るべきだと。しかし、ただしその対処した措置の対象とした児童・生徒につきましても、これはやはり教育の対象者でございますので、このことについては十分フォローをしていく必要があるかなと、このように思います。

三つ目につきましては、連携ということで団塊の世代というような状況でございます。そういう意味合いでは、これから団塊の世代が定年退職等をされていくわけでございます。学校の場合に、今、いわゆる人材活用というような状況でゲストティーチャーとか、というような状況で先ほどにもご紹介がありましたように、出番づくりというような状況でそのことについては考えているような状況でございます。そういう意味では大変有能な、あるいは豊かな経験・知識というものを今後どのような状況で、そのことを活用させていただけるのかということで、やはり学校現場とも十分に、その出番づくりというような状況で対応させていただきたいと、このように思います。

四つ目につきましてはの学級編成というようなことにかかわってでございます。

教育は人なりという状況でございます。ただし、ご指摘のように量的なものが多すぎるという状況の中というのは、やはり条件整備をしていく必要があるかと思いますが、やはり質的という状況で今、学校では学力向上のシステム化というようなことができないだろうかというような状況を考えております。そういう意味合いで単に人を増や

すという状況でなくて、やはりこういう学力向上を果たしていく取り組みの中で、やはり人が必要という状況を十分勘案させていただきながら、この加配配置につきましては京都府とも十分連携をさせていただきながら、お願いをしていきたいとこのように思っておりますので、取り組みの中でこのことについては今後とも、大きい課題として考えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋 芳治君） 橋本尊文議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） ありがとうございます。

私は教育は心であるというふうに思っております。知識の習得といったものは大変重要な事柄ではありますが、子どもたちが長い人生を生き抜いていくときの豊かな感性と生活力、そして生きる力を養っていく場であろうかというふうに思います。そして、その基本はやはり子どもたちと先生との信頼関係であります。学校教育におきましては教えること、指導することは慣れておりますけれども、そばに寄ること、あるいは意見を聞くことをより重視したなかで、家庭との連携を深めるなかで、健やかな子どもたちの健全育成を願っていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 次に8番、中川幸朗議員の発言を許します。

○議員（8番 中川 幸朗君） 議席番号8番、南風会の中川幸朗でございます。

通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

すでに多くの同僚議員の皆さんが質問をされまして、一部重複をする質問もあろうかと思いますが、できるだけ視点を変えながら質問をしてみたいと考えておりますが、うまくいかないところはお許しをいただき、重複する回答は省略いただければ結構かと存じます。

南丹市が昨年の1月1日に発足をいたしまして、早いもので1年が経過をいたしました。去る1月20日には合併一周年記念の式典も挙行され、当初いろいろな困難もあったなかで、今日では南丹市も一步一步前に向かって順調に歩み出したのではないかと考えております。またこの間行政においても、いろいろとご苦労があったことだと推察をいたしますが、今後も佐々木市長を先頭に、理事者や職員の皆さんが一丸となって、しっかりとお取り組みをいただき、行政が停滞することなく進んでいくよう、お願いを申し上げたいと思います。議会と行政が切磋琢磨し、議会が執行機関の監視機関としての役割をしっかりと果たすとともに、多様な市民の皆さんの考えを集約し調整していくなかで、素晴らしい南丹市の実現に向かって歩んでいけるように、お互いに頑張ってもらいたいものであります。

一点目の質問は、支所・本庁の機能についてであります。

以前の一般質問の中でも同僚議員より同じ質問がされておりますが、合併から1年が経過をしたということもあり、もう一度確認をさせていただく意味で質問をしたいと思っております。合併の際には、私も合併協議会の委員の一人として合併協議に参画をさせてい

ただきましたが、その時々課題としてあがっておりましたのは、緩やかな合併を進め、合併によってサービス水準の低下をさせないということでありました。また周辺部は取り残されてしまうのではないかと住民の皆さんの心配もあり、本庁と支所のあり方についても各旧町に支所を置き、概ね10年が望ましいとして調整がされてまいりました。職員の配置についても、本庁に3割、支所に7割との調整がされてまいりました。合併から1年が経ち、当初の思惑どおりに合併効果が表れているかと考えてみますと、財政状況も厳しいなかで合併効果がなかなか思惑どおりに現れず、いろいろと不効率で無駄な部分もあるのではないかと感じるように感じます。先日も何人かの住民の方からお話しを伺う機会がありました。住民要望で近くの支所へお願いに行かれ、予算や執行の権限が支所ではないということで、本庁へ行って下さいと、本庁へ行きますと、支所を通して要望してくださいということであったということです。近い支所で何とかしてもらえないだろうかということをおっしゃっておいりました。要望の細かい内容については十分把握ができておりませんので、一概には言えないのではないかと思います。確かに何人かの方が同じような趣旨のことを言っておられるのを聞きお聞かしておいります。地域の状況を良く知り、顔と顔を合わせて現場で状況を見ていただきながら問題を解決いただけることが、住民の皆さんにとって安心・安全であると思われすし、今、望んでおられることだと思われす。一定の権限と財源を支所に与えて、問題を解決できることが必要であると思われす。佐々木市長はいかがお考えでしょうか。また昨年12月には南丹市行政改革大綱が策定をされ、今後、改革を進めていかれるなかで、本庁と支所の機能をどのように考え、権限を区分していかれるのか、現場で迅速な対応をしていくための財源を支所に与えていかれるお考えがあるのかないのか。また、おありであるのなら、どの程度の財源を考えておられるのか、具体的にお考えをお伺いしたいというふうに思われす。次に、新しい年度を迎えて人事異動も考えておられることと思われす。今後どのような考えのもとに職員の配置をしていかれるのか、また配置の人数については支所・本庁それぞれ合併当初の調整事項とも比較して、どのような割合での配置を考えておられるのか、また正規の職員と臨時の職員の数についても支所・本庁でどのようになっているのか、お伺いをいたします。

二点目の質問は、南丹市のバス交通についてであります。

この質問につきましては、先ほど同僚議員からもありましたので、一部重複する部分についてはご回答を省いていただき結構かと思われす。南丹市では旧4町で京都交通バスが路線バスとして今日まで運行されてまいりましたが、それぞれ廃止や路線の縮小がされるなかで、スクールバス、高齢者の交通対策、過疎交通対策として旧美山町・旧日吉町では町営バスの運行が実施をされ、また旧園部町では民間バス会社への委託等が実施をされるとともに、旧園部・八木町では民間バス会社への補助金を出して民間バスの運行が行われてまいりました。新市の建設計画の中でも、交流と連携により快適な暮らしができるまちとして、交流促進に向けた交通基盤の整備としてバス交通網の充実を

図るとされております。また合併時に南丹市として、それぞれ旧町でのバス運行を継続をされております。また合併時に、南丹市営バスとしてバス運行を継続をされております。この南丹市営バスの運行をどのような理念の下で実施をいただいているのか、佐々木市長にお伺いをいたします。

市長の昨日の答弁にもございましたし、先ほどの答弁の中にもございましたが、今日のように財政的にも大変厳しいなかでのバス運行にあたっては、多くの住民の皆さまがご利用をいただき、経営的にも採算ベースに乗せていくということが大変重要であると、私も理解をいたしておりますし、またそのために、それぞれご努力をいただいておりますことに敬意を表するところでございます。また一人でも多くの市民の皆さまに乗っていただくとともに、この市民のバスであるという、そういう愛着を持って市民にいただくことも大変重要であるというふうにも考えておりますし、この点でもしっかりと、今後、取り組みをいただきたいというふうにも思います。そこで南丹市営バスは各支所ごとでどのような収支になっているのか、また民間バス会社への委託額や補助金は各支所ごとでどのくらいあるのか、また国や府からの支出があるのであれば、いくらかあるのか、乗車数は何人くらいあるのか、お伺いをいたします。

またバス交通整備計画検討委員会が立ち上げられ、アンケートも実施をいただいておりますとお聞きをいたしておりますが、委員会の進捗状況についてお伺いをいたします。

続きまして、福祉としてのバスの利用についてお伺いをいたします。

南丹市でも高齢化が一層進むなかで、公共交通機関から離れた高齢者は交通弱者となり、日々の病院への通院や買い物等の生活上の制約はもとより、社会的な交流からも疎外されがちであります。また今後、高齢者の方の介護予防のための事業の実施等も、喫緊の課題であるというふうにも思うわけですが、その場合にもバス交通等が大変必要となってくるというふうにも認識をいたしております。各デイサービスセンター等の拠点施設までの足の確保が実際望まれるわけですが、その場合にもバス交通等が必要となりますし、近隣の地域について聞くとところによりますと、綾部市では乗り合い型の予約バス運行がされておまして、一定の時刻表はあるわけですが、事前に予約をしておかないとバスは運行しないと。空でのバスの運行が防げるということでありまして、そういうオンデマンドバス等による智恵や工夫をし、より効率的な福祉の観点からのバス運行も、今後、必要ではないかというふうにも考えますが、また、それに変わる福祉タクシー等の施策について、佐々木市長はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいというふうにも思います。

三点目には、災害対策としての火災予防についてであります。

南丹市では地域防災計画を策定して、災害に強い安心・安全なまちづくりに取り組みをいただいておりますが、各支所における防火貯水槽の設置状況、また特に、その耐震型の防火貯水槽の設置数についてお尋ねをしたいと思います。また、その防火貯水槽の設置については、どのような基準で設置をされているのか、地元等での負担に

についてはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

その他に、各地域には防火用水としての規格外になる貯水槽、用水池等があるというふうに認識をいたしております。この南丹市でも相当数点在をしており、大変老朽化等が進んでいるようであります。この現状をどのように把握をされておられるのか、お尋ねをいたします。

また、これらの更新や修繕等については、費用負担等についてはどのような方針をお持ちであるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

これで、私の第1回目の質問を終わります。

**○議長（高橋 芳治君）** 中川幸朗議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは中川議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、合併後1年が経過したわけでございます。そういったなかで市民の皆さま方から現在の市役所のあり方につきまして、様々なご意見をいただいておりますことも事実でございます。また先ほどご指摘のいただきました本庁・支所機能につきましても、先般の行政改革審議会の答申、また行政改革大綱でも盛り込んだところでございますし、様々な状況がございます。そういったなかで厳しい財政状況、行財政大綱の中で行財政プランの具現化というのは、先般のご質疑の中でも、早期に5月を目途に何とかまとめていきたい、そして早期に具現化していきたい、こういうことを申したわけでございますけれども、私はこの本庁・支所の業務内容、また役割を明確にした組織体制を早期に構築しなければならない、いうふうに考えております。ただいま申し上げました行財政プランの具現化と連動いたしまして、早期に見直しを行っていききたい、いうふうに考えておるところでございます。当然そういったこととなりますと、権限の整理も行わなければならない。今、これに向けて懸命な努力をいたしておるところでございます。今後、権限の見直し、また財源についてもご指摘がございましたが、こういうことも含めまして、見直しの中で具現化していきたい、このように考えておるところでございます。

また、そういったなかで、職員数のことにつきましてもご指摘がございましたが、現在、正職員468名、嘱託職員118名、臨時職員144名という現実があります。先般らいのご質疑の中でお話しがございましたが、合併直後としてはまあまあやなあというふうなお話しを関係先からは聞くんですけども、類似団体と比べてどうなのか、そしてまた交付税措置にかかる今後10年後の課題、それぞれの課題があるわけでございます。こういった課題につきましても、行財政プランの具現化推進にすることによって、今後負担を残さないような措置も考えていかなければなりませんし、行政の効率化も図るなかで、このような観点、早急に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

また南丹市のバス交通網につきまして、お話しがございました。

市営バスの運行理念、これは先般より申しておりますけれども、スクールバス、スクール便の確保と、また交通弱者の皆さん方の移動手段の確保ということを運行の基本として、市民に愛されるバス交通という形の中で、日吉・美山両町の町営バスを引き継いだわけでございます。こういったなかで、先ほどの論議の中でも申しておりますように、過度な財政負担にならないように留意しつつ、という言葉をつけざるを得ないというようななかでの理念というふうになっております。

ご指摘がございました現在の市営バスの運行状況でございますが、南丹市営バスにおきましては16路線、委託路線が3路線ございます。また民間事業者でございます京阪京都交通、またJR西日本バスの運行路線は4路線を運行しております。市営バス及び委託等にかかる全体的な経費につきましては、17年度決算ベースで申しますと、市営バスで16路線、特別会計一般会計の教育費の部分がございまして歳入1億1,584万5,000円、歳出は1億8,761万円。また園部町内における中京交通に委託しておりますぐるりんバスは歳入が1,891万3,000円、歳出が4,160万3,000円。また民間路線補助として京阪京都交通の神吉線と3路線につきましては歳入が335万7,000円、歳出が1,037万4,000円でございます。トータルいたしますと歳入1億3,811万5,000円、歳出が2億3,958万8,000円。また、これはスクールバス12台にかかわります部分は、交付税の算入部分が6,960万円でございます。これを精算しますと、3,187万3,000円が17年度の市からの持ち出し分というふうになっております。またバス利用者につきましては、個々の路線については詳しく明示できておりませんが、南丹市営バスで23万7,000人、また、ぐるりんバスで3万6,000人が乗車いたしておるといふような状況でございます。

また検討委員会につきましては、先ほどのご質疑でもご報告をさせていただいておりますのでございますけれども、今後3月に、また検討委員会の開催をいただきまして、園部駅西口から南丹病院に向ける部分につきましての路線について検討をいただくというふうなことになっております。

また高齢化社会が進展するなかで、今ご指摘のございましたように福祉の部分というのは、もちろん交通弱者という理念の中で、今日までの市営バスの運行の中でも含んでおるわけでございますけれども、今後、福祉タクシーや、また有償交通等との連携を図りながら、市民福祉の体系のものも勘案して、考えていかなければいけないという状況は生まれてくると思います。議員ご指摘ございましたオンデマンドバス、あやバスというんですか、綾部の市営バス、またJRバスの園福線の福知山周辺でも何か取り入れられておると、様々な動きが今ございます。そういったなかでのことも十分に検討しながら、先ほど申ししております福祉と、また採算性も含めまして十分な検討をしながら、市民に愛されるバスということが、運行できるような形で進めていきたいと考えており

ますので、よろしく申し上げます。

また災害対策につきまして、防火用水等の施設につきましてでございますが、これは旧来から地元で設置いただいておりますもの、また防火池もございますし、様々な形態がございます。そういったなかで、当然、その今回策定をいたします防災対策の中で、こういうことも取り組みながら地元消防団といいますか、南丹市消防団の皆さん方とも連携しながら、この設置状況につきましては検討を加えていかなければならないというふうな状況にあるわけでございますけれども、現在の新設の防火水槽につきましては地元要望に基づきまして、その設置場所、水利の配置基準、また緊急性等も考慮いたしまして、順次設置をいたしておるところでございますし、この設置につきましては国庫補助事業がございますので、19年度も今、11基を要望していく予定にいたしております。国庫補助の枠がございますので、この辺りも勘案しながら整備を進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

なお、費用負担につきましては、一基あたりが523万6,000円ということが、今の基準額となっております。経費の2分の1が国庫補助金、残りは市で負担するというようになっておまして、設置費がその基準額を上回っても、この国の負担がないわけでございますので、これは残り市の負担ということで地元負担金もございません。ただ、用地につきましては、地元での無償提供ということをお願いしておるのは現実でございます。先ほど申しましたように規格外の貯水槽等の施設でございますけれども、公設のもの民設のものそれぞれ形態がございまして、把握できかねる状況もあるわけでございますけれども、消防水利としての役割を担っていただいておりますものにつきましては、規格外のものであっても現状調査をした上で、市の消防施設等の整備補助金、これは4割補助ということになっております、このなかで対応するというのを、それぞれの施設によって検討していくということになっておりますので、ご理解を賜りますようよろしく申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

中川幸朗議員。

**○議員（8番 中川 幸朗君）** どうもありがとうございます。

一点目には、バス運行についてでありますけれども、先ほどもありましたように、八木町の地域について市営バス運行を求める請願も出ておるということで、また要望書も出ておるということであります。そのなかで、やはりアンケート等も取っていただいておりますということもお聞きをいたしておりますけれども、基本的にはアンケートについては、バスを運行されておるところの部分についてのアンケートというふうに理解をしておるんですけれども、今後、実際にバスを運行されていない地域の皆さんの意見をどのようにくみ上げていただけるのか、一点お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それと今後、行財政改革プランの具現化をされていくということでありますけれども、実際に日程的なものですね、どれぐらいでその行政プランの内容が出てきて、何年間く

らいかかってこれを実施していくのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思いますし、またそのなかで住民の皆さんの声をです、どのように取り入れていただけるのか、そういうことについても少し、お伺いしたいというふうに思います。

**○議長（高橋 芳治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、中川議員のご質問にお答えします。

まず、バスのアンケートでございますけれども、バスに設置したものの、これにつきましてはバスの利用者が主でございますけれども、アトランダムに抽出いたしまして市民の皆さま方全域にもお取りしておりますので、こういうことを生かしながら、今後、検討していきたいと思っております。また、陳情といいますか、要望書いただいておりますなかで、市営バスの運行ということを書いていただいておりますが、当然、市営バス、今、日吉町・美山町で運行しております。これが八木町内ということになりますと、施設等の整備も進めなければいけないですし、また先ほど申ししておりますように、今、南丹市内いろいろな形態の運行体制がありますので、こういったことを先般の答弁でも申しましたが十分に勘案しながら、この運行体制っていうのを考えていかなければならない、いうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、行革プランの関係でございますけれども、先ほど申ししておりますように具現化に向けて5月中には何とか出したい、これは5年間を目途としてやっていきます。そういったなかで、できるものはできるだけ早くというプランニングでございますし、当然、その進捗状況によって見直しをかけて、推進を図っていくというのは当然でございます。そういったなかで、当然、市民の皆さま方からのご意見お聞きするのは当然でございますし、先ほど申し申したような情報公開、このようなことも絡み合わせまして市民の皆さん方のご意見や、また、ご要望を反映できるようなシステムづくりもやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 中川幸朗議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

3時40分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 午後3時27分休憩

.....

### 午後3時40分再開

**○議長（高橋 芳治君）** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に13番、矢野康弘議員の発言を許します。

**○議員（13番 矢野 康弘君）** 13番、矢野康弘でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず、佛教大学園部キャンパスの校舎、管理棟についてお伺いいたします。

昭和57年に佛教大学の誘致が決定し、大いに期待をしたものであります。以後、用地買収を終えて昭和63年に佛教大学に引き渡され、誘致から14年後の平成7年によく造成工事が行われました。36haのうち20haを五つのゾーンに分けて造成されました。そしてその中にスポーツゾーン、セミナーゾーン、教育・研究ゾーン、管理ゾーン、厚生ゾーンであります。そしてスポーツゾーンとセミナーゾーンだけは整備され、平成11年の3月にナイター設備付きの野球場や陸上競技場兼サッカー場などが整備されました。セミナーゾーンには管理棟など、いわゆるクラブハウスやラウンジやシャワー室、あるいはロッカー室も整備されました。現在では野球部を中心に陸上部なども使用され、大学のバス2、3台で送迎されております。こうしたなかで中心となるべき教育・研究ゾーンであります。そして管理ゾーンや厚生ゾーンなどは、いまだに建築されておられません。少子化で生徒数の減少などの問題があろうかと存じますが、現在、佛教大学では6、7、000人の大学生が在籍しているようであります。こうしたなかで教育・研究ゾーンや管理ゾーンなどは造成されたまま今日まで放置されておまして、元の山に戻ってしまうように考えられます。せっかく大きな期待をしていただだけに誠に残念であります。現在の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

そして、ぜひとも1学部でも早急に誘致をしていただきたいと存じます。また誘致ができないなら、何らかの方策を考えていただきたい、市長のお考えをお伺いいたします。

そして、第2点目であります。府道・市道の植樹ボックスの管理についてであります。お尋ねいたします。

先日、一市民から歩道の植樹ボックスに誤って自転車の車輪がはまり、転倒して負傷したとの報告を私の方にいただきました。見てまいりますと、植樹ボックスが4、5cm下がっているところが相当ありました。安全な歩道を考えるとき、誠に危ない歩道であります。2m以上ある歩道は自転車通行ができるようでありまして、道路標識も自転車通行可となってあがっている所であります。その植樹ボックスに木が植わっているところや植わっていない所、そして雑草が生えて深さがわからないところ、いろいろであります。そしていろいろでありまして、ぜひとも市内全域の歩道を点検していただき、除草や盛り土をして、またボックスに蓋をして、段差をなくして安全な自転車走行ができるような歩道にしていただきたいと存じます。年一回の除草では誠に不十分でありまして、美しい日本あるいは安全な歩道といいがたいと存じます。こうして歩道で負傷するようでありますと、道路管理者の責任問題が生じると存じます。ぜひとも年数回以上の除草や剪定、点検を行っていただき、維持管理を積極的にしていただきたいと存じます。市長のご見解をお尋ねいたします。

以上であります。

**○議長（高橋 芳治君）** 矢野康弘議員の一回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 矢野議員のご質問にお答えいたします。

佛教大学の園部キャンパス、議員ご質問のなかでご指摘いただきましたように、当初の計画どおりには進んでおらないというのが現状でございます。現在ご指摘のいただきましたように、多目的グラウンド、それから野球場、室内の練習場、テニスコート、また陸上競技場兼サッカー場、そしてセミナーハウス等の付帯設備を含めた設備を備えております。こういったなかで今後の計画について、佛教大学さんの考え方もございまして確認をいたしましたところ、実は平成24年に開学100周年をお迎えになられるというようなことで、今、来年度からその100周年を迎えるにあたっての計画策定を行ってまいると。中長期にわたっての計画もこのなかに盛り込んでいくという考えをお持ちのようでございます。今後そういったことを踏まえながら、園部キャンパスについての有効利用も考えていくというふうに申されております。私どもといたしましても、この園部キャンパス誘致をして、大変大きな期待をいたしておるわけでございます。今のところそういうふうなこともありまして、19年、20年度にどうこうということはできないけれどもというふうなお話しでしたが、美山町で佛教大学と地域連携協定というものを結ばれておりました。それを南丹市としても引き継ぎまして、昨年の秋に私も出席して、南丹市との連携協定を調印させていただきました。こういうご縁も深まっておりますので、園部キャンパスの活用につきましてもそれぞれお願いをしていきたい。またこちらの市としてもできるようなことがありましたら、佛教大学さんの方にもご要望いただきたいという旨もお伝えしておりますので、今後、大きな期待を持ちながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、都市計画街路の府・市道の植樹ボックスの管理、大変広域な南丹市でございます。市道また府道の延長距離も大変長うございまして、この管理には苦慮いたしておるのが実態でございます。しかしながら、市管理の歩道敷地内における植樹帯の管理につきましては剪定作業・枯木の植え替え等を中心に行っているのが現状なわけでございます。先ほどご質問いただきましたなかで、怪我をされたというふうな事例がというお話しでありましたが、やはり道路管理者として安全を保つということは第一義的なことでございます。今後とも目視によるパトロールや歩行者からの通報によりまして、現地確認を行い、緊急度に応じて対応しておるんでございますけれども、今後、地元の皆さん方とも連携をしながら、この管理体制の検討も図っていかねばならないというふうにも考えておるところでございます。また、これは道路管理者として安全性の確保というのは責務でございますので、そういったことを中心において、考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、通行量の多い、通行量と申しますか、歩行者の多い歩道、また幅員の狭い歩道の植樹帯につきましては、今も課題があることも事実でございますので、バリアフリー化により撤去していくというふうなことも含めて、検定をいたしておるところでございます。なかなか広範囲になりまして、行き届か

ないことが多々あるわけですのでございますけれども、市民の皆さん、また職員にも常に通っておる所の確認というのをするように、指示していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

矢野康弘議員。

**○議員（13番 矢野 康弘君）** 10年一昔といいますんで、もう大分なりますんで、ぜひとも積極的に誘致活動をお願いいたしたい。あの時に建築ができないといったときに山陰線複線電化という問題もあったんであります。したがってそういう問題も、もういよいよ山陰線も複線電化になりますんで、その辺もお願いしたいなというふうに思います。

そして植樹ボックスの件であります、こうして非常に広うございますが、府道についてもこうしたことがありますんで、府の方にもぜひともこれを通告していただいて、お願いしたいなというふうに思いますんで、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 次に5番、川勝眞一議員の発言を許します。

**○議員（5番 川勝 眞一君）** 議席番号5番、丹政クラブ所属、川勝眞一です。

それでは議長の許可を得ましたので、通告にしがいまして2点質問を行わせていただきます。

質問に先立ちまして一言発言をお許し願います。

地元より要望しておりました、富本小学校児童の通学路、市道住吉橋の危険な欄干を改修していただき、敬意を表します。

まずはじめに、道路新設改良事業と河川改修事業につきまして質問をいたします。

黒川紀章氏の本で「共生の思想」で、都市における道の役割の重要性は現代においてもますます高まっている。だからこそ都市計画のなかでも東洋固有の道の文化の復権は緊急の課題であるといっています。今、八木町では一般国道477号西田大藪道路事業が実施されていますが、この道路が川東地区から国道9号線八木東インターへのバイパス化をすることにより、朝の通勤・通学時の交通量が軽減され、地域の産業、経済、そして生活と地域間の交流を支える道路として重要な役割を果たします。今現在、第二大堰橋の橋桁と床版工事が行われておりますが、今後の進捗状況と方向性及び課題についてお伺いいたします。

さらに河川改修事業につきましては、大堰川の広域基幹河川事業改修で三俣川と官山川が統合されましたが、平成13年に井尻地区が広域基幹河川改修事業で現在の場所に移転され、5年経過いたしました。河川改修事業はストップしたままの状況であると思います。今後の進捗状況の以上2点を市長にお伺いいたします。

次に、南丹市の健康環境づくり推進・育成について質問いたします。

南丹市も旧4町が合併し面積と人口が増えたなか、まちづくり基本方針として健康環

境づくりの推進・育成をさらに進めていただきたい。南丹市のスポーツ振興と発展に寄与することを目的に南丹市体育協会が設立され、この1年間を見ても市民の人の活躍が府下大会、近畿、全国大会、さらに世界大会にも活躍されております。このように多くのスポーツマンがおられますが、もっと輪を広めていただきたい。先月の11日に京都府府民総合大会市町村対抗駅伝競走が行われ、参加25チーム中2時間4分36秒で8名の選手が一本のたすきを最後までつなぎ、7位入賞の好成績でした。合併までは考えられないことでした。スポーツ人口が増えることは頼もしいことです。今いわれているスポーツ振興は誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの創設・育成に努めていただきたい。そこで三点、教育長にお伺いいたします。

1、生涯スポーツを通じて地域スポーツの拡大とコミュニティの推進について。2、小・中・高校生の指導・育成について。3、各地域でのスポーツ指導員の育成について。市民の健康増進と体力向上、地域スポーツの普及・振興に大きな役割を果たします。以上の3点をお伺いいたします。

これで第1回の質問といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 川勝眞一議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは川勝眞一議員のご質問にお答えいたします。

国道477号、また仮称でございますけれども、第二大堰橋の進捗状況につきましては昨年6月議会でもご答弁申し上げましたが、認可区間の2kmのうち、西田地区において一部供用が開始されとるという現状でございますが、現在、京都府におかれまして第二大堰橋の橋りょう上部工を施工いただいております。本年8月末に完成予定というふうにお伺いをいたしておるわけでございます。北広瀬から国道9号までの区間の早期供用開始に向けて、ご努力をいただいておりますということでございます。またこの用地買収もまだ残っております部分もございまして、この点につきましては我々市役所とも連携を取りながら進めておる、いうふうなことでございます。また西田地区の計画につきましては、三俣川を横断いたします橋りょうについての設計が、今ほぼ完成したというふうにお伺いをいたしております。事業計画推進に京都府と連携を図りながら、努力いたしていきたいというふうにご考えておるところでございますので、議員各位、また市民の皆さま方にも地元調整それぞれありますし、用地買収の件もでございます。ご理解ご協力を賜りますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

なお、井尻地区の移転、今、ご質問の中でもあったわけでございますけれども、こういつたなかで桂川改修計画につきましては、京都府としては関連事業として移転後、本線の合流の官山川、三俣川の改修整備との整合を図る事業を進められてまいりました。合流地点付近では公園整備、またカヌー庫の整備も行っていただきまして、低水護岸の

整備は平成18年度をもって完了するというところでございまして、現在、官山川の護岸工事を実施いただいております。ご質問にございました桂川の本体工事につきましては、止まっておったということではなく、合流付近の工事を先行させないと、上流工事ができなかつたという要因があるということでございますので、ご理解を賜ればと思います。そういったなかで19年度の計画といたしましては、順次上流に向けて整備を進めていくという京都府の意向でございますので、この点につきましても、市といたしましても連携協力をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて答弁を求めます。

牧野教育長。

**○教育長（牧野 修君）** 川勝議員のご質問にお答えをいたします。

最初に生涯スポーツを通して、地域スポーツの拡大とコミュニティの推進についてであります。

子どもから高齢者まで、すべての市民がスポーツや運動に親しみながら健康で生き生き暮らすことができるためには、スポーツ・レクリエーション活動の振興と普及が大切であり、今後とも市民相互の交流の拡充に努めてまいりたいと考えております。南丹市のスポーツ振興につきましては、体育協会と十分連携を図りながら進めているところでありますが、内容的には地域スポーツを軸にする生涯スポーツと、競技団体を軸にする競技スポーツの二つの柱をもって進めているところでございます。特に地域スポーツについては、各自治区単位で実施されているスポーツや運動会、あるいは同好会のような自主的なサークル活動や、NPO法人化された団体で取り組まれています。最近の特徴的なものに、議員ご指摘の地域総合型スポーツクラブがございまして、この南丹市内では日吉での、日吉総合型地域スポーツクラブに続いて、この2月の25日に八木東地区で富本クラブが設立されたところであります。会員相互による自主的な運営により、実施日や運動内容及び活動展開などが計画的に進められていくものであります。子どもから高齢者まで、いつでも誰でもがスポーツに親しめる環境づくりを目指して、活動を通して人と人とがふれあい、絆を深め、地域のコミュニティにも貢献していこうとされているものであり、今後ともこのような総合型地域スポーツクラブの推進や、自治区単位でのスポーツ振興の支援をしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜るようお願い申し上げます。

続きまして、小・中・高校生、いわゆるジュニアの指導育成についてであります。

南丹市の社会体育における児童・生徒を対象にしたスポーツクラブとして南丹市スポーツ少年団がございまして、平成18年度では10種目23クラブ、そして小・中学生627名が登録をしております。また常日頃指導でご苦勞をいただいております指導者につきましても、123名が登録いただいているような状況でございます。他にも軟式少年野球連盟も結成されて、日常の練習や大会の開催等が取り組まれているのが現状でござ

ございますし、それぞれのスポーツ団体の指導者の指導方針としては、競技力向上はもとよりでございますが、何よりもスポーツすることが楽しい、そういう子どもたちの育成を目指して指導に励んでいただいているところでございます。また競技団体と行政とが共催をいたしまして、年間を通じて学校とも連携しながら初心者を対象としたジュニアスポーツ教室を開催するなかで、マナーや技術の向上を図り、小・中・高等学校等をつなげて、将来、南丹市の社会体育に携わる人材が育つように努めているところでございます。とりわけ昨年度から幼・小・中・高連絡協議会が結成をされまして、とりわけ小学校のキッズ駅伝大会という状況の開催の運びとなりました。その研修会におきましては、一流選手を招へいして行われ、地元の小学校が第1回、第2回とも優勝するというような栄に浴しているような状況でございます。そのようななかで中学校・高等学校の部活動ともつなぎながら、先ほど申されましたように、近畿・全国、さらには世界でも活躍するような優秀な成績を修めていっているような児童・生徒、いわゆる選手が育ち大きい成果が上がっているところでございます。今後ともこのような連携してつながりのある、そういう活動を今後とも十分に関係者のご理解を得るなかで、さらに拡充をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

続きまして、各地域でのスポーツ指導の要請でございます。

南丹市のスポーツ活動の普及発展のためには、南丹市体育指導員を中心に体育協会等との連携を図って、スポーツ講習会や軽スポーツ、ニュースポーツの普及事業を実施してきたところですが、これからはこれらの事業への参加拡充を図りながら、スポーツの指導者の育成にも努めてまいりたいと思います。地域スポーツにつきましても、それぞれ地域体育振興会や自治区の体育推進委員において、様々なスポーツ行事が行われておりますが、今後の生涯スポーツのあり方等につきましても、南丹市体育振興計画、仮称であります。その策定に向けて、今後、基礎資料づくりを進めるなかで新しい種目の普及等と併せて、スポーツ指導員の育成についても検討されますよう進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 答弁が終わりました。

川勝眞一議員。

**○議員（5番 川勝 眞一君）** ご答弁ありがとうございました。

市長に河川改修の整備事業について、一つお伺いしたいと思います。先ほどおっしゃっていただきました河川の改修ですけれども、全工事の関係はいつ頃終わる予定なんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、総合型地域スポーツの育成について、行政の関係でいろいろな職員の関係で事務的、組織的にもいろいろな協力をしていただいているんですけども、もう一歩協力していただきたいというふうな話しも聞いておりますので、その辺り要望とさせていただきます。

それとあと、今まで話のなかで、今後南丹市も近隣の市町村との関係協力を一層強め

ていただいて、いろいろな情報網でもっと活力のある南丹市にさせていただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 最後にご指摘をいただきました、全般に渡る近隣市町村との  
関係、これはもう教育問題にとどまらず、様々な課題において広域行政ということも大  
事ですし、また近隣との連携ということは大事だと思っております。そういったなかで  
合併後、この京都府中部地域につきましても2市1町という形になります。様々な事業、  
今、京都府の南丹振興局なり教育局なりとの連携の規模も進んでおります。こういった  
ことも含めまして取り組んでいきたいというふうを考えておるところでございます。

また桂川の本体工事の整備状況でございますけれども、下流より進めていくというこ  
とは決定いたしておりますが、完工年度については現在、まだ未定ということでござい  
ます。逐次進めていくというふうには理解をいたしておりますので、今後その促進に努  
力いたしていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（高橋 芳治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 総合型スポーツクラブにかかわって、ご要望というような状況  
で承ったわけでございます。この総合型地域スポーツクラブというような状況につきま  
しては、それぞれ地元の関係者で運用されるというような状況で、この設立をしてい  
ただきましたそこまでの経緯につきまして、心から敬意を申し上げたい。富本の場合につ  
きましては2ヶ年間を要するというような状況で貸していただいております。そういう  
意味では今後とも、この運営につきまして大変な状況かなど、このよう  
なことも推察をするわけでありますが、この総合型地域スポーツクラブにつきましては、  
それぞれの設立の状況によって、固定的な形がないということもお聞かせいただい  
ていような状況でございます。そういう意味では体育指導員を通じて情報提供等我々が  
できるような状況で、さらに協力をさせていただくということを申し上げて、ご理解賜  
りたいとこのように思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝眞一議員の質問が終わりました。

○議長（高橋 芳治君） 本日はこの程度といたします。

明日、3月9日午前10時より再開して、一般質問を継続をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞でした。

午後4時13分散会